

記載要件に関する裁判例

<目次>

1. 範囲を曖昧にする表現に関する裁判例	1 頁～
A 上限又は下限だけを示すような数値範囲限定（類型(5)②）	1 頁～
B 比較の基準又は程度が不明確な表現（類型(5)③）	2 頁～
C それ以外（「略」との表現）	19 頁～
2. サポート要件・実施可能要件に関する裁判例	21 頁～
A サポート要件：類型 1（記載や示唆）	21 頁～
B サポート要件：類型 2（対応関係）	22 頁～
C サポート要件：類型 3（拡張ないし一般化）	24 頁～
D サポート要件：類型 4（課題解決手段の反映）	38 頁～
E サポート要件と実施可能要件の関係	41 頁～
F 発明の課題の認定	50 頁～
G 発明のポイント	52 頁～
H 実験成績証明書について	63 頁～

1. 範囲を曖昧にする表現に関する裁判例

A 上限又は下限だけを示すような数値範囲限定（類型(5)②）

（１）知財高判（２部）平１９年１０月３０日（平成１９年（行ケ）第１００２４号）「半導体装置のテスト方法，半導体装置のテスト用プローブ針とその製造方法およびそのプローブ針を備えたプローブカード」（田中信義 石原直樹 杜下弘記）（類型②） 上限だけを示す数値範囲限定。結論は明確性要件を満たす）

【請求項 3】

先端部を半導体装置の電極パッドに押圧し，上記先端部と上記電極パッドを電氣的接触させて，半導体装置の動作をテストする半導体装置のテスト用プローブ針において，上記プローブ針の先端部の形状は，上記押圧による電極パッドとの接触により当該電極パッドにせん断を発生させる球状曲面形状であつて，かつ，表面粗さは0.4 μm以下であることを特徴とする半導体装置のテスト用プローブ針。

「本件発明 3 は，表面粗さを「0.4 μm以下」と規定しているところ，上記

1 (3)キで認定した本件明細書の発明の詳細な説明の記載によると、プローブ針先端部の表面が滑らかであればあるほど、アルミニウム酸化物の付着を防止するという発明の効果の達成に資することは明らかであり、上記1 (4)ア(エ)のとおり、本件発明3は表面粗さを「 $0.4\mu\text{m}$ 以下」とする構成を採用することにより、このような効果を達成しようとしたものであるから、「 $0.4\mu\text{m}$ 以下」が、この範囲で技術的に可能な限り表面粗さを小さくすることを意味することは明らかである。」

B 比較の基準又は程度が不明確な表現（類型(5)③）

(1) 知財高判（3部）平成19年5月30日（平成17年（行ケ）第10799号）「非PVC多層フィルム」（飯村敏明 三村量一 上田洋幸）（類型③） 比較の基準が不明確な表現。結論は明確性要件違反）

【請求項9】

前記外層（2）は、ポリプロピレンホモポリマー、ポリプロピレンブロックコポリマー、低エチレン含有量のポリプロピレンランダムコポリマー、好ましくはポリプロピレンランダムコポリマーを含む請求項1～8のいずれか1項に記載のフィルム。

「…請求項9記載の「低エチレン含有量」の意義については、特許請求の範囲中には格別の記載がない。したがって、…どの程度のエチレン含有量であるのかは明らかではない。そこで、発明の詳細な説明の記載を参酌することとする。

…段落【0050】の記載は、…同請求項に対応する発明の詳細な説明部分と解するのが相当である。ところで、同段落記載の「低から中くらいエチレン含有量のポリプロピレンランダムコポリマー」は、…「低エチレン含有量」のものと「中くらいのエチレン含有量」のものとが並列的に示されていることになる。「ポリプロピレンコポリマー」である以上は、主成分となるモノマーは、プロピレンであるから、「低エチレン含有量のポリプロピレンコポリマー」と「中くらいのエチレン含有量のポリプロピレンコポリマー」のいずれもポリマーにおけるエチレン単位がプロピレン単位より少ない点で相違はないといえるから、「低エチレン含有量」と「中くらいのエチレン含有量」との相違は明確でないというべきである。したがって、請求項9に記載された「低エチレン含有量」は、段落【0050】の「低から中くらい」の「低」に相当するとしても、それがどの程度のエチレン含有量をいうのかは、明確に特定することができない。」

(2) 知財高判(1部)平成24年11月29日(平成24年(行ケ)第10007号)「レーザーによって材料を加工する装置」(飯村敏明 八木貴美子 小田真治)(類型(5)③ 比較の基準が不明確な表現。結論は明確性要件を満たす)

【請求項1】

収束されるレーザービームによる材料加工方法であって、レーザービーム(3)を導く液体ビーム(12)がノズル(43)により形成され、加工すべき加工片(9)へ向けられるものにおいて、

前記ノズル(43)の上面と、前記ノズル(43)の上方に配置されるとともに前記レーザービーム(3)に対して透明な窓(36)の下面との間には、前記液体ビーム(12)を形成するための液体を供給するディスク状液体供給空間(35)が形成され、

前記ノズル(43)は、ノズル通路(23)のノズル入口開口(30)を有し、レーザービームガイドとして作用する液体ビーム(12)へレーザービーム(3)を導入するため、

前記レーザービーム(3)がノズル(43)のノズル通路(23)の前記ノズル入口開口(30)の所で収束され、

前記ディスク状液体供給空間(35)へ供給される液体が、前記ノズル入口開口(30)の周りにおいてせき止め空間のないように前記ノズル(43)からの前記窓(36)の高さを設定した前記ディスク状液体供給空間(35)内を前記ノズル入口開口(30)に向かって周辺から流れるように導かれ、

それによりレーザービームのフォーカス円錐先端範囲(56)における液体の流速が、十分に高く決められるようにし、

したがってフォーカス円錐先端範囲(56)において、レーザービームの一部がノズル壁を損傷しないところまで、熱レンズの形成が抑圧されることを特徴とする、

材料を加工する方法。

「特許請求の範囲には「十分に高」とされる液体の速度については特段の数値限定等はされておらず、その意義を特許請求の範囲の記載から、一義的に確定することは困難である。そこで、本件明細書の発明の詳細な説明の記載を参照すると、液体の流速については、「すなわち加熱時間をそもそもできるだけ長く維持するために、液体が、レーザービームのフォーカス円錐の範囲から、とくにその先端範囲からできるだけ迅速に運び出される。明らかに最善の結果は、わずかな吸収を有するフォーカス円錐における液体の短い滞在時間の際に達成される。」、「ノズル入口のほぼ真上にあるこの窓だけによって、フォーカス円錐

の先端における液体容量をそもそもできるだけ少なく、かつ流速をそもそもできるだけ高く維持することが可能である。」との記載がある。

これらの記載からすると、「液体の流速が、十分に高く」することは、液体がレーザービームによって加熱される時間を短くすることで熱レンズの発生を防止しようとするものであるから、「液体の流速が、十分に高く」とは、「フォーカス円錐先端範囲（56）において、レーザービームの一部がノズル壁を損傷しないところまで、熱レンズの形成が抑圧される」程度に流速が高いことを意味するものと解される。

以上のとおり、「せき止め空間」及び「液体の速度が、十分に高く」のいずれについても、その意義は明確であり、本件特許に係る特許請求の範囲の記載には、法36条5項2号の規定に反する不備はない。」

（3）東京高判（13民事部）平成13年3月21日（平成12年（行ケ）第114号）「元竿」（篠原勝美 石原直樹 宮坂昌利）（類型(5)③ 比較の基準が不明確な表現。結論は明確性要件違反）

【実用新案登録請求の範囲の記載】

高強度繊維に合成樹脂を含浸したプリプレグを巻回して径の変化率の小さいテーパ角で先細状に傾斜する中空竿本体を形成し、この竿本体の基端部に、該基端部の径より大径の握り部を設けて成る元竿であって、前記プリプレグにより、前記竿本体の基端部とほぼ同一肉厚で連続し、かつ、前記竿本体の径の変化率よりやや大きい緩傾斜状で拡径し、前記竿本体との間に段部を持たない長さの長いテーパ部と、該テーパ部の先端とほぼ同じ肉厚で連続し、前記テーパ部との間に段差を持たないほぼ直線状の前記握り部とを前記竿本体の基端部に一体に形成したことを特徴とする元竿。

「（1） 審決は、「実用新案登録請求の範囲に記載された『高強度繊維に合成樹脂を含浸したプリプレグを巻回して径の変化率の小さいテーパ角で先細状に傾斜する中空竿本体』が、先細状に傾斜する従来の一般的な中空竿本体を意味していることは明らかであり、中空竿本体は様々な種類があり、その『径の変化率の小さいテーパ角』はその竿の種類等によって特定されるものであるから、『径の変化率の小さい』の程度が不明りょうであるとはいえない。」（審決謄本5頁36行目～6頁3行目）と認定説示したところ、この説示に照らすと、審決は、本件実用新案登録請求の範囲に記載された「径の変化率の小さいテーパ角で先細状に傾斜する中空竿本体」が、「先細状に傾斜する従来の一般的な中空竿本体」全般を意味するもの、すなわち、任意の「先細状に傾斜する従来

の一般的な中空竿本体」を包含するものと認定したものと解される。また、この点につき、先細状に傾斜する従来の一般的な中空竿が「径の変化率の小さい」ものであることは当業者の技術常識であるとする被告の主張もこれと同旨であると解される。

しかしながら、「先細状に傾斜する従来の一般的な中空竿本体」全般を意味するものとすれば、単に「先細状に傾斜する中空竿本体」と規定すれば足り、「径の変化率の小さいテーパ一角で」傾斜するとの要件を付す必要がないことは明らかであるから、「実用新案登録請求の範囲には・・・考案の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない」とする昭和62年法律第27号による改正前の実用新案法5条4項の規定に照らして、本件実用新案登録請求の範囲の「径の変化率の小さいテーパ一角で先細状に傾斜する中空竿本体」との記載の意味を上記のように解することは誤りであるといわざるを得ない。

また、本件実用新案登録請求の範囲には中空竿の種類につき「元竿」という以外に特段の限定はないから、審決の上記説示のように、「径の変化率の小さいテーパ一角」はその竿の種類等によって特定されるから、「径の変化率の小さい」程度が不明りょうであるとはいえないとするためには、先細状に傾斜する中空竿本体を有する元竿について、その種類をどのように分類した場合に、その種類ごとに元竿の先細状に傾斜する中空竿本体部分における径の変化率がどのように定まるかが明らかでなければならないが、その点を明らかにする的確な証拠はないから、審決の上記説示も誤りというべきである。

(2) なお、本件実用新案登録請求の範囲に記載された「径の変化率の小さいテーパ一角で先細状に傾斜する中空竿本体」が、「先細状に傾斜する従来の一般的な中空竿本体」のうち、相対的に「径の変化率の小さいテーパ一角で」傾斜する中空竿本体を意味するものと解した場合には、「径の変化率の小さい」ものに該当する中空竿本体を選択するための大小の比較の基準ないし「小さい」といえる程度が明りょうでなければならないところ、本件実用新案登録請求の範囲に、このような比較の基準ないし程度についての規定はなく、また、本件明細書（甲第2号証）の考案の詳細な説明にもこの点についての記載は見当たらない。

そうすると、「径の変化率の小さいテーパ一角で先細状に傾斜する中空竿本体」との記載を上記のように解したとしても、上記1の本件考案の目的を達成するために必要不可欠な技術的手段が記載されているということとはできない。」

(4) 知財高判(4部)平成25年11月28日(平成25年(行ケ)第10121号)「洗濯機の脱水槽」(富田善範 田中芳樹 荒井章光)(類型(5)③) 程度が不明確な表現。結論は明確性要件を満たす)

【請求項1】 金属板を円筒状に曲成しその両端部を接合することにより形成した胴部と、この胴部の下縁部に結合した底板、及び胴部の上縁部に装着したバランスリングとを具備するものにおいて、フィルタ部材を具え、このフィルタ部材が上下の全長で前記胴部の接合部を内側より覆い、その上下の全長より充分に小さな寸法の隙間を前記バランスリング又は底板との間に余すことを特徴とする洗濯機の脱水槽。

「2 明確性要件について

(1) 本件発明1の請求項の記載について

…本件発明において、「隙間」とは、胴部の接合部を内側より覆うフィルタ部材について、バランスリング又は底板との間に設けられた隙間を意味することは明らかであるところ、当該「隙間」は、フィルタ部材につき、「その上下の全長より充分に小さな寸法の」隙間であり、当該隙間を「バランスリング又は底板との間に余すこと」と特定されている。

そして、本件発明における「その上下の全長」とは、「フィルタ部材の上下の全長」を意味することは明らかであるから、「その上下の全長より充分に小さな寸法の隙間」とは、「フィルタ部材の上下の全長」より「充分に小さな寸法の隙間」と特定されていることが明らかである。

したがって、本件発明の「充分に小さな寸法」とは、「フィルタ部材の上下の全長」を基準とした比較において「充分に小さな寸法」をいうことが明らかであり、基準となる長さが明示されている以上、「充分に」なる用語が用いられていることをもって、比較の基準又は程度が不明確であり、殊更に不明確な表現が用いられているということもできない。

したがって、本件発明の特許請求の範囲の記載が直ちに明確性の要件を充足しないとはいえない。

もっとも、特許請求の範囲の記載において特定された「フィルタ部材の上下の全長」に対して「充分に小さな寸法の隙間をバランスリング又は底板との間に余す」構成の技術的意義については、特許請求の範囲の記載からは明らかではないから、その技術的意義を明らかにするために本件明細書の記載を参酌することは、特定された構成の説明を本件明細書の記載に求めるにすぎず、当然に許容される。

そこで、以下、本件明細書の記載を参酌して、明確性の要件を検討するが、

上記構成の技術的意義が特許請求の範囲の記載のみでは一義的に理解することができないからといって、直ちに明確性の要件を充足しないとはいえないから、この点に関する原告の上記主張は採用することができない。

(2) 本件明細書の記載の参酌について

ア 作用効果の記載について

(ア) 本件発明は、「フィルタ部材の上下の全長」に対して「十分に小さな寸法の隙間をバランスリング又は底板との間に余すこと」を発明特定事項の1つとしており、本件明細書（【0007】【0009】【0010】）には、これによって「胴部の接合部を見えなく」し、「その接合部に洗濯物が触れないようにできるばかりでなく」「洗濯物が挟まれるようになることなく」「組立性を悪くすることなく達成できる洗濯の脱水槽を提供する」という効果を奏する発明であることが開示されている。

したがって、本件発明の「フィルタ部材の上下の全長」に対して「十分に小さな寸法の隙間」との構成は、上記効果を達成することのできる技術的意義を有する「隙間」であるということができる。

(イ) 原告は、本件明細書における発明の効果に関する記載から本件発明の構成を想定することは、解決課題から解決手段を想定することに等しく、解決手段を開示することによって特許を得るという特許法の論理に反すると主張する。

しかしながら、発明の技術的意義は、その構成自体だけでなく、作用等も考慮して定められるものであるから、発明の技術的意義や特許請求の範囲に記載された発明特定事項を検討する際に、明細書の発明の詳細な説明に記載された構成だけではなく、発明の目的、課題及び効果を参酌することも当然に許されるのであって、参酌する範囲を構成に関する記載に限定する合理的理由はない。

したがって、原告の上記主張はいずれも採用することができない。」

(5) 知財高判（4部）平成23年9月15日（平成22年（行ケ）第10265号）「くつ下及びその製造方法」（滝澤孝臣 高部眞紀子 齋藤巖）（類型(5)③ 程度が不明確な表現。結論は明確性要件を満たす）

【請求項1】

丸編機によって筒編して得たくつ下が、その爪先部における最先端位置が親指側に偏って位置する非対称形であって、該くつ下の爪先部の形状が、親指が他の指よりも太い人の足の形状に近似するように、前記爪先部の小指側よりも親指側の厚みを増加する厚み増加用編立部分が、前記爪先部の先端部で且つ親指側に偏って編み込まれ、且つ前記厚み増加用編立部分の親指側の面積が拡大

するように、前記厚み増加用編立部分を爪先部の親指側の側面から前記爪先部の先端を上に向けて見たとき、厚み増加用編立部分の端縁がV字状に形成されていることを特徴とするくつ下。

「一般的に、人の足は親指が他の指よりも太く且つ足の最先端の位置は親指側に位置する非対称形であること」（本件訂正明細書【0006】）は周知であり、本件訂正発明の爪先部の形状が、こうした一般的な人の足の形状に似ていることや、一般的な人の足の形状に倣った形状であることは、当業者であれば十分に理解できるものであって、その近似の程度が具体的かつ詳細に示されていないからといって、当該発明を把握することができないということはない。

（6）知財高判（2部）平成22年7月28日（平成21年（行ケ）第10329号）「溶剤等の攪拌・脱泡方法とその装置」（中野哲弘 清水節 古谷健二郎）（類型(5)③ 程度が不明確な表現。結論は明確性要件を満たす）

【請求項2】

溶剤等を収納する容器と、該容器の上端部が公転中心側に向かって傾くようにして該容器を端側にて支持するアーム体と、伝達手段を介して容器及びアーム体を回転するための駆動源とを備えた溶剤等の攪拌・脱泡装置において、装置本体には、少なくとも容器内を真空状態にするための真空手段と、容器に収納された溶剤等の温度を検知すべく、容器の上端部の近傍に設けられる検知手段とが設けられていることを特徴とする溶剤等の攪拌・脱泡装置。

「原告は、・・・「近傍」が容器の上端部からどの程度の距離までを意味するのかは当業者にとって不明である・・・旨主張する。

しかし、本件訂正発明1及び2は、・・・真空状態における溶剤等の攪拌・脱泡作業によって、溶剤の温度の上昇、溶剤に内在する気泡の膨張等が生じ、溶剤が容器より噴出したり溢れ出したりすることを防ぐことを技術課題とするものであるところ、本件訂正発明2における温度の検知手段は、この課題を解決する観点から、容器の温度を測定するために設けられた手段であり、容器内の溶剤等の温度を測定できる位置に設置すれば、その役割を果たすことができるものと認められる。そして、本件訂正発明2では、その設置位置として「容器の上端部の近傍」と特定されているところ、近傍という言葉自体は、「近所、近辺」（岩波書店刊、広辞苑第6版）と一般に理解されており、また、多数の特許請求の範囲の記載で使用されている技術的用語であること（乙5の1及び2）を考慮すると、「近傍」の範囲を更に数値により限定して具体的に特定しなければ、

本件訂正発明 2 発明が有する上記技術的意義との関係において、課題を達成するための構成が不明瞭となるものではない。

したがって、本件訂正発明 2 における「容器の上端部の近傍」について、当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）は、「容器の上端部」の「近辺」と認識し、かつ、「検知手段」が「容器に収納された溶剤等の温度」を検知できる範囲を指示するものと理解することができるから、これと同旨の審決の上記判断に誤りはなく、原告の上記主張を採用することはできない。」

（7）知財高判（3 部）平成 24 年 12 月 20 日（平成 24 年（行ケ）第 10117 号）「ケミカルメカニカルポリシングの操作をインシチュウでモニタするための装置及び方法」（知財 3 部 芝田俊文、岡本岳、武宮英子）（類型(5)③ 程度が不明確な表現。結論は明確性要件を満たす）

【請求項 1】

ウエハに対してケミカルメカニカルポリシング（CMP）を行うための装置であって、（a）シャシに回転自在に設置され、ホール（孔）を自身に有する回転可能な研磨プラーテンと、（b）プラーテンに設置され、研磨スラリによりウェットで、プラーテンのホールと調心されたウィンドウを有する、発泡材料からなる表面を有する研磨パッドであり、前記ウィンドウは、該パッドに形成された中実な材料からなるプラグであって、レーザービームに対して透過性を有する前記プラグを備え、前記プラグは前記研磨パッドの表面とほぼ共面の上面を有する、前記研磨パッドと、（c）研磨パッドに対してウエハを保持するための、回転可能な研磨ヘッドであって、このウエハが酸化物層の下の半導体基板を備える、前記研磨ヘッドと、（d）ウエハへ向けてレーザービームを発生させることが可能であり且つウエハ及びホール（孔）から反射されてくる光を検出することが可能なレーザー干渉計を有する終点検出器とを備え、前記ウィンドウは、ウエハが前記ウィンドウの上にある時は、周期時間の少なくとも一部の間にレーザービームをウエハへ入射させるための通路を与える装置。

「本件明細書には、「ウエハ 14」と「プラーテン 16」の底部との間に「パッド 18」の「ポリウレタンカバー層 22」だけが残った構成を有する具体例も示されており（図 3（b））、クォーツインサートを用いずに、パッドのポリウレタンカバー層の一部がウィンドウとして機能する構成とした場合には、検出できる大きさのギャップは存在せず、レーザービームの有害な散乱を生じさせるスラリが殆ど存在しない利点があるが、ポリウレタンカバー層に用いられる

ポリウレタン材料が透過性を阻害する添加物を有しているとの問題点があること（【0028】、【0029】）、この問題点を排除するため、別の具体例は、「ブラテンホール30」の上の領域におけるパッド材料を「中実な（ソリッドな）ポリウレタンプラグ42」に置き換えたものであり、「中実な（ソリッドな）ポリウレタンプラグ42」の上面が「パッド18」における「カバー層22」の表面とほぼ同一平面上に位置する構成を有し（図3（c））、この中実なプラグをレーザービームのウィンドウとして機能させる構成により、ポリウレタンプラグが透過性を阻害する添加物を含有しないために、プラグを通ることによるレーザービームの弱화가最小になること（【0029】）が記載されている。

以上によれば、本件明細書には、プラグを通るレーザービームの弱화를最小化する目的で、レーザービームの有害な散乱を生じさせるスラリが殆ど存在しないようにすると作用効果を得るために、研磨パッドとプラグの間にギャップが存在せず「ほぼ共面」となっている構成が採用されることが示されていると理解される。

…原告は、…「共面」とは、隙間のない連続した面を指すのか、隙間があっても同一高さの面を指すのか等、一般的な工業用語としても意味が特定できず、「ほぼ」とは、どの程度の「共面」を指すのかも不明である…旨主張する。

…本件明細書の記載によれば、「（中実な）ポリウレタンプラグ42」の上面と「パッド18」における「カバー層22」の表面がほぼ共面となっている構成を備えることにより、レーザービームの有害な散乱を生じさせるスラリが殆ど存在しないとの作用効果を奏するというのであるから、本件訂正に係る「ほぼ共面」とは、「プラグ」の上面と「研磨パッド」の表面との間に「ギャップが存在しないこと」をいうことは、本件明細書（図面を含む。）の記載から明らかである。」

（8）東京高判（18民事部）平成11年10月28日（平成11年（行ケ）第36号）「マウス用マット」（永井紀昭 塩月秀平 市川正巳）（類型(5)③ 程度が不明確な表現。結論は明確性要件違反）

【請求項1】

コンピューターの入力装置であるマウスでコンピューター本体にデータや命令を入力する際に使用するマットであって、柔軟なプラスチックフォーム層の上に、マウスのボールが前記プラスチックフォーム層に嵌り込んで動かなくなること防止すると共にマウスのボールがプラスチックフォーム層に適度に食い込んでスムーズに回転させることができる強靱な紙シート又はプラスチックシートからなる表面シートを接着したことを特徴とするマウス用マット。

「マウスのボールが前記プラスチックフォーム層に嵌り込んで動かなくなることを防止すると共にマウスのボールがプラスチックフォーム層に適度に食い込んでスムーズに回転させることができる」との要件の意味が明確であるか否かについて検討する。

…上記要件のうち、「適度に食い込（む）」、「スムーズに回転」との要件は、それ自体は、主観的な表現であるといわざるを得ない。

そして、「適度に食い込（む）」がどの程度の食い込みを意味するのかは、訂正考案の実用新案登録請求の範囲の記載自体からは明らかではなく、また、訂正明細書（甲第6号証）の考案の詳細な説明の欄をみても、それを定量的又は客観的に定義したり説明している記載は見いだせない。しかも、本件考案の出願当時、上記「適度に食い込（む）」との構成が意味するところが当業者にとって自明であったことを認めるに足る証拠もない。

さらに、「スムーズに回転」との構成の意味についても、どの程度の回転がスムーズであるのかを定量的又は客観的に定義したり説明している記載は、訂正明細書の実用新案登録請求の範囲や考案の詳細な説明の欄にはなく（訂正明細書（甲第6号証）を見ても、マウスのボールの質量、大きさ、表面状態等を具体的に記載し、マウスに加える力の大きさを変化させるなどして、表面シートの材質や厚さを規定した本来の実施例と呼べるものは、一切記載されていない。）、しかも、本件考案の出願当時、上記「スムーズに回転」との構成が意味するところが当業者にとって自明であったことを認めるに足る証拠もない。」

（9）知財高判（2部）平成21年12月10日（平成21年（行ケ）第10272号）「開き戸の地震時ロック方法」（中野哲弘 今井弘晃 真辺朋子）（類型(5)③ 程度が不明確な表現。結論は明確性要件違反）

【請求項1】

マグネットキャッチなしの開き戸において開き戸側でなく家具、吊り戸棚等の本体側の装置本体に可動な係止手段を設け、該係止手段が地震のゆれの力で開き戸の障害物としてロック位置に移動しわずかに開かれる開き戸の係止具に係止する内付け地震時ロック装置を開き戸の自由端でない位置の家具、吊り戸棚等の天板下面に取り付け、前記係止後使用者が閉じる方向に押すまで閉じられずわずかに開かれた前記ロック位置となる開き戸の地震時ロック方法

「…本件明細書（甲18）の発明の詳細な説明の記載内容は…この「わずかに開かれ」については、「…更にゆれの力により図3に示す様に開き戸（2）が

わずかに開くと係止手段（４）の係止部（４ a）が係止具（５）の係止部（５ b）に係止される。…」(段落【０００６】)と記載されている。そして、図３で示される係止手段（４）が係止具（５）に係止している状態がロック装置が開き戸を「ロック」していると解されることから、「係止手段が…わずかに開かれる開き戸の係止具に係止する」、「わずかに開かれた前記ロック位置となる開き戸」、及び「…更にゆれの力により図３に示す様に開き戸（２）がわずかに開くと係止手段（４）の係止部（４ a）が係止具（５）の係止部（５ b）に係止される。…」の各表現は、図３の状態を表わしていると判断される。

これらによれば、このときの図３における係止手段（４）の係止部（４ a）と係止具（５）の係止部（５ b）に係止している状況での開き戸（２）と本体（１）との間隔が、本件特許発明１における「わずかに」であると一応理解できる。

上記のとおり本件明細書の発明の詳細な説明の記載と図面とを参酌した上で、本件特許発明１は、地震時において本体側に設けられた係止手段の係止部が、開き戸の係止具の係止部に当たり、それ以上開き戸が開かないようにするとの構成を理解したとしても、その開き戸が開く程度については、特許請求の範囲の記載に「わずかに」と極めて抽象的に表現されているのみで、特許請求の範囲の他の記載を参酌しても、その内容が到底明らかになるものとはいえない。

そして、本件明細書の発明の詳細な説明にも、その「わずかに」で表わされる程度を説明したり、これを示唆するような具体的な記載はない。

そうすると、当業者にとって、その技術常識を参酌したとしても、本件特許発明１の「わずかに」と記載される程度を理解することは困難であって、特許請求の範囲の記載が不明確であるといわざるを得ない。

（１０）知財高判（３部）平成２１年３月２５日（平成２０年（行ケ）第１０２４７号）「ランダムに配向されたカーボンフィブリルの三次元の巨視的集合体およびそれを含有する複合物」（飯村敏明 中平健 上田洋幸）（類型(5)③ 程度が不明確な表現、意味が曖昧な用語。結論は明確性要件違反）

【請求項１】

（a）多数のランダムに配向されたカーボンフィブリルの三次元の巨視的集合体であって、前記フィブリルが実質的に一定の直径を有する実質的に円筒状であり、その円筒軸に対して実質的に垂直なc軸を有し、熱分解堆積炭素を実質的に含まず、かつ3.5～70nmの直径を有しており、前記集合体とその少なくとも一次元軸に沿って比較的均一な物理的性質および0.001～0.50g/ccの嵩密度を有している、前記集合体；および（b）（i）粒状固体、または（ii）電気活性物質、または（iii）触媒活性の金属または含金属

化合物からなる第二成分をフィブリル1部当り50部以下の量で含んでいる複合材料。

「…本願明細書の段落【0011】によれば、「実質的に」について、「それぞれの場合に応じて集合体の軸に沿って又は平面または体積の範囲内で測定されたときの物理的性質の値の95%が平均値の±10%以内にあることを意味する。」との定義は存在するが、同定義は、集合体の物理的性質に関するものであり、フィブリルの円筒軸とc軸との角度等の位置関係に関するものではなく、他に円筒軸とc軸との角度等を確定する記載はない。また、本願明細書の上記記載を根拠として、「実質的に」に関する技術的な意義を確定することは到底できない。

…「物理的性質」について、本願に係る特許請求の範囲には、「前記集合体はその少なくとも一次元軸に沿って比較的均一な物理的性質」…と記載され、また、本願明細書には、「集合体の固有の測定可能な性質、たとえば、抵抗率、を意味する。」(段落【0011】)、…と記載され、多様な意義を有するものとして記載されている。また、一般に「物理的性質」には、熱的、電気的、磁氣的、光学的、機械的等の諸性質を含むものと理解される。

以上を総合すると、本願の請求項1に係る「集合体はその少なくとも一次元軸に沿って比較的均一な物理的性質…」との記載中の「物理的性質」について、どのような要素までを含むのか、また、どのようにして測定した結果均一であると判断するのかを確定することができないから、本願の請求項1は不明確である。」

(11) 知財高判(3部)平成21年9月30日(平成21年(行ケ)第10041号)「液晶表示部の配向膜印刷用低カップリング性樹脂凸版」(飯村敏明 中平健 斎木教朗)(類型(5)③ 意味が曖昧な用語。結論は明確性要件違反)

【請求項1】

液状光硬化性樹脂を硬化させることによって形成された樹脂凸版本体、ベースフィルム層、感圧型接着剤層、金属板又は合成樹脂板の順に、直接積層されてなり、該金属板又は該合成樹脂板の剛性は、該樹脂凸版本体、該ベースフィルム層又は該感圧型接着剤層の剛性よりも高く、該樹脂凸版本体裏面は、該ベースフィルム層を通して光を照射することにより、硬化せしめられたものであり、該感圧型接着剤層は全体に互ってほぼ均一な厚みを有し、且つ該感圧型接着剤層側に位置する該金属板又は該合成樹脂板の表面は平坦であることを特徴とする、液晶表示部の配向膜印刷用低カップリング性樹脂凸版。

但し、前記金属板又は前記合成樹脂板は研磨しうる弾性体ではないし、前記樹脂凸版を構成するその他の材料もいずれも研磨しうる弾性体ではないし、かつ、前記樹脂凸版にはいかなる態様でも研磨しうる弾性体が付加されることはない。

「…本件補正後の請求項 1 には、「研磨しうる弾性体」との文言があるが、その定義や説明はなく、本件補正後の請求項 1 の記載からは、その意味は明らかではない。また、本件補正後の明細書（以下「本願補正明細書」という。）にも、「研磨しうる弾性体」の定義に当たる記載はなく、それに関する説明の記載もない。そこで、出願時（原出願の出願時）の技術常識を参酌してその意味を明らかにする必要がある。

一般的な辞典には、「研磨」、「弾性」について、次のとおりの記載がある（顕著な事実）。

a 「研磨」について

「とぎみがくこと。」（「広辞苑」第 4 版 8 3 8 頁，新村出，1 9 9 1 年（平成 3 年）1 1 月 1 5 日，第 4 版第 1 刷発行）…

b 「弾性」について

「外力によって、形や体積に変化を生じた物体が、力を取り去ると再びもとの状態に回復する性質。…」（「広辞苑」第 4 版 1 6 3 1 頁）…

…上記の一般的な辞典の記載を参酌すると、本件補正後の請求項 1 …に記載されている金属板，合成樹脂板は，いずれも研磨しうる材料であり，変形量が少ないとしても弾性を有しているから，「研磨しうる弾性体」に含まれると認められるし，金属板及び合成樹脂板に限られず，有機物又は無機物からなる一般的な固体の物質は，いずれも研磨しうる材料であり，変形量が少ないとしても弾性を有しているから，「研磨しうる弾性体」に含まれるものと認められる。

…本件補正後の請求項 1 の記載によれば，本願補正発明の「金属板又は合成樹脂板」及び「樹脂凸版を構成するその他の材料」は，そのうちから「研磨しうる弾性体」が除かれている。…「一般的な固体の物質」は「研磨しうる弾性体」としての性質を有するから，「金属板又は合成樹脂板」及び「樹脂凸版を構成するその他の材料」から「研磨しうる弾性体」即ち「一般的な固体の物質」を除いた後に，どのような性質のものが残るかを想定することは困難である。したがって，本願補正発明の「金属板又は合成樹脂板」及び「樹脂凸版を構成するその他の材料」の意味は明確でない。…「研磨しうる弾性体」について，本件補正後の請求項 1，本願補正明細書に定義や説明の記載はないし，「研磨しうる弾性体」でない「金属板又は合成樹脂板」及び「樹脂凸版を構成するその他の材料」のいずれについても，本件補正後の請求項 1，本願補正明細書に定

義や説明の記載はない。」

(12) 東京高判(知財3部)平成17年3月30日(平成16年(行ケ)第290号)「線状低密度ポリエチレン系複合フィルム」(佐藤久夫、設樂隆一、高瀬順久)(類型(5)③) 程度が不明確な表現。結論は明確性要件違反)

【請求項1】

平均粒径が $3 \sim 15 \mu\text{m}$ の不活性微粒子を $0.3 \sim 2$ 重量%を含む密度が $0.88 \sim 0.91 \text{ g/cm}^3$ であり、重量平均分子量/数平均分子量が $1 \sim 3$ である線状低密度ポリエチレンよりなるA層と、平均粒径が $2 \sim 7 \mu\text{m}$ の不活性微粒子を $0.3 \sim 1.5$ 重量%を含む密度が 0.905 g/cm^3 以上で、かつA層に用いた線状低密度ポリエチレンの密度より高い密度である線状低密度ポリエチレンよりなるB層とからなることを特徴とする線状低密度ポリエチレン系複合フィルム。

「…平均粒径については、個数平均径、長さ平均径、体積平均径等複数の種類があり、当然それらの計算式は異なるものである。

…単純な分布モデルに関して平均粒径を計算しても、長さ、面積あるいは体積のどれを基準とするかで、最大10%程度の差があることがわかる。これによると、例えば長さ平均径では $2.9 \mu\text{m}$ となり本件発明の数値範囲に入らないものが、体面積平均では約 $3.2 \mu\text{m}$ となり、その数値範囲に入るような場合がある。

したがって、平均粒径の定義・意味、測定方法を特定しなければ、平均粒径の意義は明確でない、と認められる。

…この平均粒径について、訂正明細書には、例えば以下の記載があるに過ぎない。

…これらの記載には、平均粒径の定義・意味、その測定方法について特定もされておらず、また、球状の不活性微粒子の具体的な製品名も挙げられていない。その他、訂正明細書のどこにも、それらを把握する手掛かりとなる記載はない。そうすると、当業者は、訂正明細書に接しても、その平均粒径として示された値がどのようなものであるか把握できないことになる。

もっとも、明記がない場合にどのようなものが採用されるかについて当業者間に共通の理解があれば、特定はされているという余地はある。しかし、特許実務においても、上記の各種の平均粒径や測定方法が実際に使用されており、それぞれの意義や測定方法が明細書に明記されているのであって…、当業者間に上記のような共通の理解があるとは認められない。なお、原告も、審判手続

では本件発明の平均粒径が個数平均径であるとしていたのに対し、本訴では体積平均径であるとしており、その主張は一貫していない。」

(13) 知財高判(1部)平19年2月21日(平成17年(行ケ)第10661号)「水架橋性不飽和アルコキシシラングラフト直鎖状低密度エチレン- α -オレフィン共重合体の製造方法および水架橋成形物」(篠原勝美 穴戸充 柴田義明)(類型(5)③ 程度が不明確な表現。結論は明確性要件を満たす)

【請求項1】

密度0.910～0.935 g/ml, メルトインデックス0.1～5 g/10分の直鎖状低密度エチレン- α -オレフィン共重合体に不飽和アルコキシシラン, 有機過酸化物を配合した後, 押出機中で有機過酸化物の分解温度以上に温度を上げて製造された水架橋性不飽和アルコキシシラングラフト直鎖状低密度エチレン- α -オレフィン共重合体であって, 前記直鎖状低密度エチレン- α -オレフィン共重合体として, 比表面積50～1000 m²/g, 平均粒径50～200 μ m, 細孔直径50～200 Åの無機酸化物多孔体からなる担体に酸化クロムを含有する重合触媒成分を担持させた重合触媒と, エチレン80～98重量部および α -オレフィン20～2重量部からなるモノマー流体とを, 気相流動床反応器中で, 30～105℃の温度, 5～70気圧の圧力, 1.5～10のGmfの条件で接触させて得た比表面積500～2000 cm²/g, かさ密度0.2～0.5 g/ml, 平均粒径0.5～1.5 mmのグラニューラー状物を使用することを特徴とする水架橋性不飽和アルコキシシラングラフト直鎖状低密度エチレン- α -オレフィン共重合体。

「…平均粒径50～200 μ m…の無機酸化物多孔体からなる担体」及び「…平均粒径0.5～1.5 mmのグラニューラー状物」は, 本件重合方法に使用される本件担体及び本件グラニューラー状物の平均粒径を示しているものであるから, 本件重合方法がどのような技術的意義を有するものであるか, 平均粒径の測定の前提となる原理, 試料の性質, 測定の目的, 必要な測定精度等が開示されているかの検討を抜きにして, 本件発明に係る平均粒径を論ずることはできない。

…本件明細書について検討すると, その発明の詳細な説明には, 次の記載がある。

…「本発明に用いるグラニューラー状物(注, 本件グラニューラー状物)は, ユニポール法の装置を用いて, 上記の特定条件で製造され得るものである。上記製造条件を外れると, 本発明に使用し得るグラニューラー状物は製造できず望ま

しくない。」…との記載によれば、本件グラニュー状物は、ユニポール法の装置を用いて、特許請求の範囲記載の特定条件で製造され、その条件以外では製造できないというのであるから、本件重合方法の原理がユニポール法によるものであることは、明らかである。そして、「ユニポール法」については、「これらの担体、重合触媒成分、重合方法は、本願出願人が技術導入したアメリカ合衆国、ユニオンカーバイト社を出願人とする特公昭50-32110号、同52-45750号、同53-8666号、同56-18132号、同56-22444号、同61-363号、同61-26805号等の公報に詳細に説明されている。この重合方法はユニポール法と呼ばれ、本願出願人の川崎工業所内にて操業中のもの」…であるとされている。

…そこで、本件明細書の発明の詳細な説明に掲載されている「ユニオンカーバイト社を出願人とする特公昭50-32110号、同52-45750号、同53-8666号、同56-18132号、同56-22444号、同61-363号、同61-26805号等の公報」、すなわち、甲17ないし甲23各公報によって、ユニポール法の「担体、重合触媒成分、重合方法」を検討する。

…甲17ないし甲23各公報には、触媒担体と重合生成物の平均粒径は、「ふるい分け法」によって測定されるものと認められる。そして、甲17ないし甲23各公報に接した当業者においても、気相流動床式反応器の下で、すなわち、ユニポール法の装置の下で、触媒担体と重合生成物の平均粒径は、「ふるい分け法」によって測定されるものと直ちに理解することができるものである。

…以上によると、本件発明に記載されているようなグラニュー状物の粒径は、少なくとも、米国及び日本においては、「ふるい分け法」により測定するのが通常であり、このことは、当業者にとって技術常識であったものと認められる。

(14) 知財高判(2部)平成23年11月29日(平成23年(行ケ)第10106号)「マッサージ機」(塩月秀平 古谷健二郎 田邊実)(類型(5)③ 程度が不明確な表現。結論は明確性要件を満たす)

【請求項1】

マッサージ機本体(2)と、使用者にマッサージを施すように当該マッサージ機本体(2)に設けられていると共に使用者の身長方向に移動自在な施療子(14)と、当該施療子(14)を操作して任意の位置に位置決めすることができる上昇スイッチ(49)及び下降スイッチ(50)を有する操作装置(40)と、を備えたマッサージ機において、

前記上昇スイッチ（４９）及び前記下降スイッチ（５０）の操作によって決められた施療子（１４）の位置をマッサージの基準位置として記憶する記憶部（３９）を備え、

前記施療子（１４）の位置決めを行うための一定の時間を設定しておき、その時間内に前記施療子（１４）を移動させ、その時間が経過した時点での前記施療子（１４）の位置を検出しその位置を基準位置として自動的に前記記憶部（３９）に記憶させることを特徴とするマッサージ機。

「・・・本件発明１，２の特許請求の範囲の記載に照らせば、「一定の時間」が、「施療子（１４）の位置決めを行うため」に要する時間であって、当該「時間内に前記施療子（１４）を移動させ」、「その時間が経過した時点での前記施療子（１４）の位置を検出しその位置を基準位置として自動的に前記記憶部（３９）に記憶させる」ことにより、肩等のマッサージを施すべき部位を正確に設定する等の本件発明１，２の作用効果を奏するために必要十分な時間を意味することは明らかである。

そうすると、マッサージ機の製造等に携わる当業者であれば、上記「一定の時間」の技術的意義を容易に理解することができるといえる。

そして、本件発明１，２の特許請求の範囲の記載に照らせば、上記「一定の時間」の起算時が施療子（１４）の位置決め操作を開始し得る時点であり、満了時が上記位置決め操作の終了時であることを当業者において理解することができるし、マッサージ機の制御機構や施療子を移動・駆動等させる機構の大きさや構成、使用者の使いやすさに応じて、上記「一定の時間」の長さ（幅）が合理的に決まることも当業者には自明であるから、上記「一定の時間」が例えば何秒等と具体的に記載されていなくても、不明確となるものではない。

（１５）東京高判（１８民事部）平成１５年９月９日（平成１３年（行ケ）第５８６号）「生海苔の異物分離除去装置」（塚原朋一 古城春実 田中昌利）（類型(5)③ 程度が不明確な表現。結論は明確性要件を満たす）

【請求項１】

筒状混合液タンクの底部周端縁に環状枠板部の外周縁を連設し、この環状枠板部の内周縁内に第一回転板を略面一の状態で僅かなクリアランスを介して内嵌めし、この第一回転板を軸心を中心として適宜駆動手段によって回転可能とするとともに前記タンクの底隅部に異物排出口を設けたことを特徴とする生海苔の異物分離除去装置。

「原告は、「当業者であれば「僅かなクリアランス」とはどれくらいのものになるかは容易に決定できる事項である。」とした審決の判断は誤りであり、比重の大きい異物を遠心分離し、比重の小さい異物を分離できるクリアランスの大きさを決めることは至難の業であると主張する。

しかし、実用上異物の分離除去ができるクリアランスの大きさ（幅）は、生海苔混合液に含まれる海苔の種類、量、状態、異物の種類（原料となる生海苔の産地、採取条件等によって異なり得る。）といった要素に加えて、回転板の回転速度、吸引装置を使用するか否か等の各種条件によって当然異なるものであるから、クリアランスの大きさは、元来、具体的数値をもって特定し難いものである、また、具体的数値で特定することが適切であるともいえないものである。

本件明細書には、「僅かなクリアランス」について、具体的数値の記載はないものの、クリアランスの作用、効果についての本件明細書の記載（【0009】、前記1(1)アの⑤）及び効果の記載（【0028】、【0029】、同⑥、⑦）を参酌すれば、当業者にとってクリアランスがおよそどの程度のものであるかは容易に理解し得ることであり、本件発明の実施に当たり、異物分離に適したクリアランスを決めることも、当業者であれば、ある程度の試行錯誤をすれば容易になし得ることであると考えられる。本件発明を実施するに当たって「僅かなクリアランス」の大きさを決めることに原告の主張するような多大な困難があるとは本件全証拠によっても認めることができない。」

C それ以外（「略」との表現）

（1）東京高判（知財4部）平成17年2月1日（平成15年（行ケ）第287号）「暗渠形成装置」（塚原朋一 塩月秀平 高野輝久）（結論は明確性要件を満たす）

【請求項1】

エンドレスチェーンに取り付けられたバケットなどにより形成された掘削機を備える暗渠形成装置において、掘削機の作業進行方向後方位置に配置されているスリット渫えナイフと、このスリット渫えナイフにはその高さ方向の中間部の進行方向後方に位置するスリット絞り込み体と、前記掘削機の頂端部作業進行方向後方位置に放擲孔を形成したケーシングとを備え、前記掘削バケットにより形成されたスリットに相当する部分の排出土を掘削機のバケットの反転動作中に前記スリット渫えナイフにより形成されるスリット空間に放擲すると共に、形成されるスリット空間の中間位置をスリット絞り込み体により絞り込んでスリットを閉塞するように構成され、当該スリット絞り込み体は、平板と

2枚の側面板とで構成され、平面板の、作業進行方向後方になるにつれ次第に幅が狭くなる台形部分の両側にそれぞれ側面板を配置することにより、両側面板で囲まれる内部空間が、作業進行方向前方の幅が広く、後方に向かうに従い次第にその幅が狭くなる構成となっていることを特徴とする暗渠形成装置。

【請求項2】スリット絞り込み体は、平面板と2枚の側面板とで構成され、平面板は、作業進行方向後方になるにつれて幅が広がる第1の略台形部分と、作業進行方向後方になるにつれ幅が狭くなる第2の略台形部分とからなり、第1の略台形部分の両斜辺部には共に側面板を備えず、第2の略台形部分の両斜辺部にはそれぞれ側面板を備え、両側面板で囲まれる内部空間が、作業進行方向前方の幅が広く、後方に向かうに従い次第にその幅が狭くなる構成とされていることを特徴とする請求項1記載の暗渠形成装置。

「原告は、「第1の略台形部分」に対応する部分の記載は、訂正前明細書になく、訂正前図面の【図4】及び【図5】にその記載があるだけであるが、その形状は完全な等脚台形であるところ、訂正事項bの「第1の略台形部分」は、不等脚台形をも含むとするのが相当である上、「略」がいかなる事項を意味し、どのような形状を含むかについて曖昧であって、かつ、不明瞭であると主張する。しかし、原告の主張に従えば、訂正前図面の【図4】及び【図5】に記載された「第2の略台形部分」に対応する部分の形状も、完全な等脚台形であるということになるが、これについては、前記(1)のとおり、訂正前明細書に、「平面視上作業進行方向後方になるにつれ幅が狭くなっている変形台形をしており」とか、「平面板31Aが機能上ほぼ台形をしている」と記載されているから、「第2の略台形部分」に対応する部分は、その形状を完全な等脚台形に限定しているわけではない。そうであれば、訂正前図面の【図4】及び【図5】の「第1の略台形部分」に対応する部分も、完全な等脚台形に限定する趣旨で記載されたとは認めることができない。また、「略」とは、通常、「おおよそ」、「ほぼ」、「大体」を意味するものであると理解されているから、「作業進行方向後方になるにつれて幅が広がる第1の略台形部分」の形状が、曖昧又は不明瞭であるとはいえない。したがって、訂正事項bの「第1の略台形部分」が訂正前明細書又は図面に記載した事項の範囲を超えるということとはできないから、原告の上記主張は、採用することができない。」

2. サポート要件・実施可能要件に関する裁判例

A サポート要件：類型 1（記載や示唆）

（１）知財高判（４部）平成２２年１０月２０日（平成２２年（行ケ）第１００５１号）判例タイムズ１３４２号２２２頁、判例時報２１１３号１２８頁「振動発生装置」（滝澤孝臣 高部眞規子 井上泰人）（結論はサポート要件違反）

「この請求項１には、「その間隔は軸方向の幅の二分の一以上とする」とあるのみで、「軸方向の幅」が何の「軸方向の幅」を意味しているのか、明確であるとはいえない。また、本件明細書の発明の詳細な説明や図面に、「軸方向の幅」に関して参酌すべき記載もない。

イ 原告は、当初明細書等の図１（ｃ２）等の記載を根拠に「分銅の軸方向の幅」であるとも主張する。

しかし、第２回補正においては、特許請求の範囲の全文、明細書の全文及び図面の全図を変更したものであり（甲３）、当初明細書等（甲９）の記載を参酌することはできない。なお、第２回補正に係る本件明細書や図面に、「軸方向の幅」に関して参酌すべき記載もない。

ウ よって、本願発明が特許法３６条６項１号及び２号の要件を欠くとした本件審決の判断に誤りはない。」

（２）知財高判（４部）平成２３年７月２１日（平成２２年（行ケ）第１０３７３号）判例時報２１３４号９４頁、判例タイムズ１４００号３１４頁「インターネット情報通信システムを介した画像伝達における色変化情報提供方法とこの方法を利用した商品選択方法」（滝澤孝臣 高部眞規子 齋藤巖）（結論はサポート要件違反）

「・・・特許請求の範囲に記載された「自己のシステムにおける選択機能を機能させずに」色補正するとは、このような色補正を、受信者所有のパソコンのような「自己のシステム」に含まれた「選択機能」である「選択ツール」の機能を用いずに色補正することを意味するものであって、「選択機能」を機能させて色補正するものと、機能させずに色補正するもののうち、後者を特定して記載したものである。

これに対して、発明の詳細な説明（【００２４】）に記載された「公知のコンピュータ画像処理手法」を用いた「色補正処理」においては、「画像の一部」

を選択する機能を「画像の全部」を選択する機能から区別することができず、この記載を含め発明の詳細な説明において、基準色画像の色補正を「自己のシステムにおける選択機能を機能させずに」に行うことに対応する技術的事項が何ら記載されていない。

そうすると、特許請求の範囲に、発明の詳細な説明には記載されていない、基準色画像の色補正を「自己のシステムにおける選択機能を機能させずに」行うことを記載したものであるから、特許法 36 条 6 項 1 号の要件を満たしていない。」

(3) 知財高判(2部)平成24年9月26日(平成23年(行ケ)第10351号)「冷蔵庫」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)(結論はサポート要件違反)

「…当初明細書(甲1)には、冷蔵庫の扉自体に製氷室を内蔵させる技術的事項が記載されておらず、かかる事情はその後補正された明細書の発明の詳細な説明の記載においても異なるものではない。

そうすると、仮に本件補正が補正要件を充足するものであるとしても、本件補正によって改められた請求項1記載の発明は、明細書の発明の詳細な説明に記載されたものを逸脱しているから、サポート要件を充足しないとした審決の判断に誤りはない。」

(4) 知財高判(2部)平成26年9月17日(平成25年(行ケ)第10262号)「焦点特性とコヒーレンス・ゲートを制御するために動的フィードバックを用いた、光干渉トモグラフィにおける写像性と感度を改善するための方法及び装置」(清水節 新谷貴昭 鈴木わかな)(結論はサポート要件違反)

「…本願発明1のEのうち「i) 前記少なくとも1つの構造に送信する光又は前記少なくとも1つの構造から受信される光の少なくとも1つ」は、検出光を指すものと解されるところ、これを「第2のコンピュータ」に光路長を制御される対象とすることについては、発明の詳細な説明においてそのような趣旨の記載は見当たらず、また、本件証拠上、本願優先日当時において技術常識であったとも認められない。

したがって、本願発明1のE《1》は、発明の詳細な説明に記載されておらず、技術的意味も不明である旨の本件審決の認定に誤りはない。」

B サポート要件：類型2（対応関係）

(1) 知財高判(2部)平成24年5月23日(平成23年(行ケ)第10209号)「ヒンジ装置」(塩月秀平 池下朗 古谷健二郎)(結論はサポート要件を満たす)

「原告の主張

…「請求項及び発明の詳細な説明に記載された用語が不統一であり、その結果、両者の対応関係が不明瞭となる場合」は、サポート要件違反の類型に含まれるところ、本件発明1には…発明の詳細な説明に記載されていない用語が多数用いられており、用語が不統一であることから、発明の詳細な説明の用語との対応関係が不明瞭である。このため、本件発明1の権利範囲は、本件明細書に記載した範囲を超えており、特許法36条6項1号の規定に違反する。

当裁判所の判断

…「第2のユニット」が「原稿送り装置2」に対応することは明白である…「両側部」の一方が「側部」であることは明白であり…「両側部」は実施例における「両側面部30a」に対応し、その一方である本件発明1の「側部」は実施例における「両側面部30a」の一方を指すことは明らかである。」

(2) 知財高判(1部)平成24年11月29日(平成23年(行ケ)第10415号)「ハンダ合金、ハンダボール及びハンダバンプを有する電子部材」(飯村敏明 八木貴美子 小田真治)(結論はサポート要件を満たす)

「原告は、本件発明1の「前記Ag₃Sn金属間化合物がネットワークを形成して相互に連結されている」と、本件明細書の発明の詳細な説明に記載の「内部のAg₃Sn金属間化合物のリング状ネットワークが密になり」(【0017】)と対応関係について、本件明細書の記載に接した当業者は、合金の組織の特徴について、ネットワークがリング状になり、そのリング状ネットワークが密になっていると専ら理解するはずであり、ネットワークが形成され、相互に連結されていることを意味するとは認識できないから、上記対応関係は不明であると主張する。

しかし、本件明細書の【0017】の記載と技術常識によれば、【0017】には、本件発明1における無鉛ハンダ合金においては、「Ag₃Sn金属間化合物がネットワークを形成して相互に連結されている」ことが記載されていると認められる。そうすると、上記対応関係が不明であるとはいえない。」

(3) 知財高判(2部)平成25年12月24日(平成25年(行ケ)第10124号)「紙容器」(清水節 池下朗 新谷貴昭)(結論はサポート要件を満たす)

「原告は、本件明細書の請求項及び発明の詳細な説明に記載された「シワ」に関連する用語が不統一であり、その結果、両者の対応関係が不明であり、特許法36条6項1号の規定に違反すると主張する。

しかし、本件明細書に記載された「シワ」に関する用語は、いずれも「シワ」という表現において共通しており、用語が不統一とまでは認められない。また、本件明細書の記載全体からみて、請求項1における「折りシワ」は、段落【0015】及び図12に示される外面側の「折りシワ135」に対応し、さらに、請求項1を引用する請求項3に記載の「複数のシワ」及び請求項1を間接的に引用する請求項4に記載の「前記シワ」は、請求項1に記載の「折りシワ」に対応すると考えるのが合理的であり、その対応関係が不明とは認められない。「折りシワ135」(【0015】等)と「寄りシワ」(【0018】)とは、シワの状態が異なるものといえるが、それらの用語はいずれも従来技術に関する記載であって本件発明の把握に影響しない。

よって、本件発明において、請求項に記載の用語と発明の詳細な説明に記載された用語との対応関係が不明瞭であるとはいえず、原告主張の取消事由3は理由がない。」

C サポート要件：類型3（拡張ないし一般化）

(1) 知財高判(特別部)平成17年11月11日(平成17年(行ケ)第10042号)判例時報1911号48頁、判例タイムズ1192号164頁「偏光フィルムの製造法」(篠原勝美 塚原朋一 佐藤久夫 青柳馨 岡本岳)(結論はサポート要件違反)

「特許制度は、発明を公開させることを前提に、当該発明に特許を付与して、一定期間その発明を業として独占的、排他的に実施することを保障し、もって、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを趣旨とするものである。そして、ある発明について特許を受けようとする者が願書に添付すべき明細書は、本来、当該発明の技術内容を一般に開示するとともに、特許権として成立した後にその効力の及ぶ範囲(特許発明の技術的範囲)を明らかにするという役割を有するものであるから、特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならないというべきである。特許法

旧 36 条 5 項 1 号の規定する明細書のサポート要件が、特許請求の範囲の記載を上記規定のように限定したのは、発明の詳細な説明に記載していない発明を特許請求の範囲に記載すると、公開されていない発明について独占的、排他的な権利が発生することになり、一般公衆からその自由利用の利益を奪い、ひいては産業の発達を阻害するおそれを生じ、上記の特許制度の趣旨に反することになるからである。

そして、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものであり、明細書のサポート要件の存在は、特許出願人（特許拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟の原告）又は特許権者（平成 15 年法律第 47 号附則 2 条 9 項に基づく特許取消決定取消訴訟又は特許無効審判請求を認容した審決の取消訴訟の原告、特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟の被告）が証明責任を負うと解するのが相当である。

・・・本件明細書の発明の詳細な説明におけるこのような記載だけでは、本件出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載しているとはいえず、本件明細書の特許請求の範囲の本件請求項 1 の記載が、明細書のサポート要件に適合するということとはできない。」

（2）知財高判（2 部）平成 18 年 10 月 4 日（平成 17 年（行ケ）第 10579 号）「像処理装置、像記録装置及び像再現装置」（中野哲弘 森義之 田中孝一）（結論はサポート要件違反）

「特許請求の範囲の記載が明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

・・・「請求項 17」の発明については、特許請求の範囲に記載された発明が、

発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるとはいえない…」

(3) 知財高判(2部)平成19年10月11日(平成18年(行ケ)第10509号)「中間鎖分岐界面活性剤」(中野哲弘 森義之 澁谷勝海)(結論はサポート要件違反)

「…特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に 適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

…本願発明の詳細な説明には、当業者(その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者)が本願発明1の組成物が発明の課題である低水温洗浄性及び生分解性を解決できるものであると認識できるに足る記載(旧36条4項参照)を欠いているといわざるを得ない。」

(4) 知財高判(2部)平成20年7月23日(平成19年(行ケ)第10403号)「着脱式デバイス」(中野哲弘 今井弘晃 清水知恵子)(結論はサポート要件を満たす)

「特許法36条6項1号は、特許請求の範囲の記載は「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること」に適合するものでなければならぬと定めている。特許法がこのような要件を定めたのは、発明の詳細な説明に記載していない発明を特許請求の範囲に記載すると、公開されていない発明について独占的、排他的な権利を認めることになり、特許制度の趣旨に反するからである。

そして、特許請求の範囲の記載が上記要件に適合するかどうかについては、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明の記載により当業者(その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者)が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるかどうか、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲

囲のものであるかどうかを検討して判断すべきものである。

…これらの記載に照らせば、自動起動プログラムPのみならず、自動起動プログラムPを起動する自動起動スクリプトについてもROM又は読み書き可能な記憶装置内の「CD-ROM領域R3」に記憶されていることは明らかである。
エ したがって、本件特許明細書の発明の詳細な説明には、「ROM又は読み書き可能な記憶装置に、前記自動起動スクリプトを記憶する手段」が実質的に記載されているものである。」

（５）知財高判（３部）平成２１年７月２９日（平成２０年（行ケ）第１０２３７号）判例タイムズ１３２５号２２８頁「スロットマシン」（飯村敏明 齊木教朗 上田洋幸）（結論はサポート要件を満たす）

「３ 取消事由２１（委任省令要件違反に関する判断の誤り）について

…

…本件特許明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて、当業者であれば、サブリールの演出の趣向性を向上させるという課題を理解することができる。

…

取消事由２３（サポート要件違反に関する判断の誤り）について

…上記３（取消事由２１）で検討したとおり、発明の課題は、必ずしも明細書の特定の欄に記載されていなければならないとはいえないから、本件特許明細書につき、段落【０００７】ないし【０００９】に記載された課題を解決する手段を備えていないことを理由に、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求したものであるということとはできない。」

（６）知財高判（４部）平成２１年８月１８日（平成２０年（行ケ）第１０３０４号）判例タイムズ１３３１号２５２頁「樹脂配合用酸素吸収剤及びその組成物」（滝澤孝臣 本多知成 浅井憲）（結論はサポート要件違反）

「特許請求の範囲の記載が特許法３６条５項１号に定めるサポート要件に適合するものであるか否かについては、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、発明の詳細な説明に、当業者において、特許請求の範囲に記載された発明の課題が解決されるものと認識し得る程度の記載ないし示唆があるか否か、又は、その程度の記載や示唆がなくても、特許出願時の技術常識に照らし、当業者において、当該課題が解決されるものと認識し得るか否かを検討して判断すべきものと解するのが相当である。

…本件発明の酸素吸収剤を適用する樹脂がエチレンービニルアルコール共重合体である場合はともかく、その余の樹脂一般である場合についてまで、発明の詳細な説明に、当業者において本件課題が解決されるものと認識し得る程度の記載ないし示唆があるということはできず、また、本件出願時の技術常識に照らし、当業者において本件課題が解決されるものと認識し得るということもできないといわざるを得ない。」

(7) 知財高判(1部)平成21年11月11日(平成20年(行ケ)第10483号)「ヘキサアミン化合物」(塚原朋一 東海林保 矢口俊哉)(結論はサポート要件違反)

「…特許法(現行法)36条4項1号、6項1号所定の実施可能要件、サポート要件等の具備は、特許権の発生要件であるから、出願人が立証責任を負うというべきである(これに反する原告の主張は採用できない。)

…本件補正により実施例の化合物がクレームから除かれた結果、本願補正発明の化合物(「A」の部分につき実施例とは異なる構造を有するもの)の発光特性、発光の寿命、保存安定性等の有機EL素子としての有用性につき、発明の詳細な説明には記載がないことになるから、サポート要件を満たさないものというべきである。」

(8) 知財高判(2部)平成21年12月10日(平成21年(行ケ)第10272号)「開き戸の地震時ロック方法」(中野哲弘 今井弘晃 真辺朋子)(結論はサポート要件違反)

「…本件特許発明1の特許請求の範囲の「自由端でない位置」につき、どの程度の距離自由端から離れた位置であるのかにつき、発明の詳細な説明には一切記載がないことから、本件特許発明1は、発明の詳細な説明に記載された発明とはいえず、特許法36条6項1号に定める要件(いわゆるサポート要件)を充たさないというほかない。

…原告は、本件特許発明1の「自由端でない位置」には、「自由端に近接した位置」を含み、これは発明の詳細な説明に記載された範囲に含まれるのであるからサポート要件違反には該当せず、また「自由端に近接した位置」では十分とはいえずともわずかな効果はあるから、サポート要件違反はない旨主張する。

しかし、本件特許発明1は、「自由端でない位置」(特許請求の範囲の記載)にロック装置を取り付ける発明であるところ、本件明細書には、「自由端から

蝶番側へ離れた位置」にロック装置を取り付ける旨が記載されており、これは地震時において、一定程度自由端から離れた位置に ロック装置を取り付けることで、そのような位置では自由端に比較して開き戸の動きが小さくなることを利用して、ロックを確実に行うとするものである。そして、特許請求の範囲に記載の「自由端でない位置」には、「自由端近傍」を含むものであって、明細書に記載の「自由端から離れた位置」とは同義とすることができないのは上記アのとおりである。

さらに、「自由端近傍」にロック装置を取り付けた場合には、地震時の動きが自由端と同様に大きいと判断されることから、そのような位置に置いてもしっかりが確実になされることは、本件明細書には示されていない。

(9) 知財高判(1部)平成22年4月27日(平成21年(行ケ)第10296号)「赤身魚類の処理方法」(塚原朋一 東海林保 矢口俊哉)(結論はサポート要件違反)

「…特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものであり、サポート要件の存在は、特許出願人又は特許権者が証明責任を負うと解するのが相当である。

…特許請求の範囲に記載された本件特許発明は、明細書の発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が前記課題を解決できると認識できる範囲のものではなく、明細書のサポート要件に適合するとはいえない。」

(10) 知財高判(4部)平成23年2月10日(平成22年(行ケ)第10153号)「接着剤、接着剤の製造方法及びそれを用いた回路接続構造体の製造方法」(滝澤孝臣 本多知成 荒井章光)(結論はサポート要件を満たす)

「…本件発明は、かかる従来技術の問題点に対し、〔1〕高接着力で信頼性が高い接着剤を提供し、さらにロットばらつきが発生せず、高い歩留まりで良品を量産可能とする接着剤を提供すること及び〔2〕接着剤の保管時や使用時のシランカップリング剤の劣化を最小限とし、長期の保存安定性を与えるととも

に、接着後においては長期間の接着強度の保持が可能となる接着剤を提供することを、その目的として指摘している。

…本件発明 1 の効果、すなわち、〔1〕高接着力でロットばらつきが発生せず、高い歩留まりで良品を量産可能となる接着剤が提供されること及び〔2〕保管時や使用時のシランカップリング剤の劣化を最小限とし、長期の保存安定性を与える接着剤が提供されたことについては、いずれも比較例と実施例との対照において具体的に開示されているということができる。」

（１１）知財高判（３部）平成２３年２月２８日（平成２２年（行ケ）第１０１０９号）判例時報２１２３号１１６頁、判例タイムズ１３８５号２６０頁「アミノシリコンによる毛髪パーマメント再整形方法」（飯村敏明 中平健 知野明）（結論はサポート要件を満たす）

「「特許請求の範囲」の記載と「発明の詳細な説明」の記載とを対比し、「特許請求の範囲」に記載された本願発明が、「発明の詳細な説明」に記載・開示された技術的事項の範囲のものであるか否か、すなわち、還元処理の前にアミノシリコンマイクロエマルジョンを含有する前処理用化粧料組成物を毛髪に適用して前処理をし、その後還元用組成物により還元処理をするとの本願発明が、アミノシリコンを含有する還元用組成物により還元処理をするという従来技術と対比して、毛髪の劣化の程度の緩和等の作用効果を実現し、課題を解決し得ることが、「発明の詳細な説明」に記載・開示されているか否かについて、検討する。

…実施例 2，3 においても、アミノシリコンマイクロエマルジョンを含有する前処理用化粧料組成物を毛髪に適用した場合とそうでない場合が比較され、本願発明の効果が示されている…特許請求の範囲に記載された発明が…発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識し得る範囲のものであるということとはできないと判断した点に、誤りがある。」

（１２）知財高判（２部）平成２３年４月２６日（平成２２年（行ケ）第１０２５２号）「音響波方式タッチパネル」（塩月秀平 真辺朋子 田邊実）（結論はサポート要件違反）

「特許請求の範囲の記載が明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものである

か否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである（知財高裁大合議部判決平成17年11月11日〔平成17年（行ケ）10042号〕参照）。

…このような5つの具体例から、音響波減衰を低減できるという本願発明の効果が得られる範囲として、BaOの含有量が1.5重量%以下であることが裏付けられているとはいえない。」

（13）知財高判（3部）平成23年9月7日（平成22年（行ケ）第10225号）「餅」（飯村敏明 八木貴美子 知野明）（結論はサポート要件を満たす）

「（イ）本件発明1の構成Fに係る数値範囲全てにおいて所望の効果が得られるかにつき…構成Fに係る数値範囲の全てにおいて所望の効果が得られているといえ、シャフトの材質、コアワイヤの形状・材質等のその他の条件とは無関係に同効果が奏されるといえるから、原告の主張は理由がない。」

（14）知財高判（4部）平成23年12月22日（平成22年（行ケ）第10097号）「飛灰中の重金属の固定化方法及び重金属固定化処理剤」（滝澤孝臣 高部眞規子 井上泰人）（結論はサポート要件を満たす）

「特許制度は、発明を公開させることを前提に、当該発明に特許を付与して、一定期間その発明を業として独占的、排他的に実施することを保障し、もって、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを趣旨とするものである。そして、ある発明について特許を受けようとする者が願書に添付すべき明細書は、本来、当該発明の技術内容を一般に開示するとともに、特許権として成立した後にその効力の及ぶ範囲（特許発明の技術的範囲）を明らかにするという役割を有するものであるから、特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならないというべきである。法36条6項1号の規定する明細書のサポート要件が、特許請求の範囲の記載を上記規定のように限定したのは、発明の詳細な説明に記載していない発明を特許請求の範囲に記載すると、公開されていない発明について独占的、排他的な権利が発生することになり、一般公衆からその自由利用の利益を奪い、ひいては産業の発達を阻害するおそれを生じ、上記の特許制度の趣旨に反することになるからである。

そして、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否か

は、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

…本件発明の目的は、飛灰中に含まれる重金属を安定性の高いキレート剤を用いることにより簡便に固定化できる方法を提供することであり、上記のとおり、重金属固定化能試験に関する発明の詳細な説明の記載により、当業者は、本件発明の課題を解決できると認識できるものといえる。」

（１５）知財高判（４部）平成２４年４月２５日（平成２３年（行ケ）第１０１３６号）「楽音データ再生装置」（滝澤孝臣 井上泰人 荒井章光）（結論はサポート要件を満たす）

「なお、本件発明は、繰り返し再生に関し、終端部に由来する無音部分によって生じる課題に対応する構成が特許請求の範囲として記載されているものであり、先端部のデコード遅れにより生じる無音部分に係る課題に対応する構成が特許請求の範囲として記載されているものではない。しかし、サポート要件は、「特許を受けようとする発明」が「発明の詳細な説明に記載したもの」であることを要求するものであり、「発明の詳細な説明に記載したもの」が「特許を受けようとする発明」として記載されていることを要求するものではないから、そのことをもって、発明の詳細な説明に記載されていない発明を特許請求の範囲に記載したものということができないことは明らかであって、請求項１を引用する請求項４の発明（本件発明）が、本件明細書の発明の詳細な説明に記載したものではないということとはできない。原告の主張は採用できない。」

（１６）知財高判（１部）平成２４年９月２７日（平成２３年（行ケ）第１０２６３号）「銅及び銅合金の表面処理剤」（飯村敏明 八木貴美子 小田真治）（結論はサポート要件を満たす）

「前記のとおり、本件特許の優先日当時、イミダゾール化合物あるいはベンズイミダゾール化合物とコンプレクサン化合物を含むキレート剤を含有する水溶液からなる銅及び銅合金の表面処理剤は周知であり、本件発明は、上記表面処理剤に鉄イオンを添加することにより課題を解決したものということができる。そして、本件訂正明細書には実施例が複数記載され、本件発明の課題を解決す

ることができることが具体的に示されている。…本件発明に係る特許請求の範囲の記載は、発明の詳細な説明において開示されている技術的事項の範囲を超えているとはいえない。」

(17) 知財高判(3部)平成24年12月25日(平成24年(行ケ)第10094号)「非水電解液二次電池及び非水電解液二次電池用の平面状集電体」(芝田俊文 西理香 知野明)(結論はサポート要件を満たす)

「本件訂正明細書の発明の詳細な説明には、本件発明の課題とその課題を解決する手段、その具体例において課題が解決されたことが記載されている。したがって、本件訂正後の特許請求の範囲の記載のうち、光沢面の表面粗度の上限をマット面の表面粗度の上限と同一の $3.0\mu\text{m}$ とする点に係る部分は、サポート要件(特許法36条6項1号)を満たすものである。」

(18) 知財高判(2部)平成25年1月31日(平成24年(行ケ)第10052号)「光沢黒色系の包装用容器」(塩月秀平 池下朗 古谷健二郎)(結論はサポート要件違反)

「本件明細書には、昇温結晶化温度及び結晶化熱量について、特許請求の範囲に記載された「シート層」の数値範囲を満たすことによって課題の解決が可能であることを示す直接的な実施例等の記載がなく、これとは異なる測定対象に係る数値しか記載されていない…成形温度のみならず、成形時間や延伸の程度によっても、上記の物性値は変化するものと認められるのであって、当業者であっても、それらの物性値の変化を正確に予測したり、制御したりすることは容易ではないと認められる。さらに、上記の物性値が変化しないような成形方法や条件について、本件明細書には記載も示唆も認めない。

以上のとおりであるから、本件発明2は、技術常識を参酌しても、発明の詳細な説明によりサポートされているとは認められず、特許法36条6項1号の要件を満たさない。」

(19) 知財高判(3部)平成25年3月29日(平成24年(行ケ)第10312号)「液体インク収納容器、液体インク供給システムおよび液体インク収納カートリッジ」(芝田俊文 岡本岳 武宮英子)(結論はサポート要件を満たす)

「…特許請求の範囲の記載がサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範

図の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断されるものである。

上記の趣旨に照らすならば、「N－1型プリンタ」という特定の構成を有する製品が、本件明細書の特許請求の範囲の請求項1ないし3に含まれるか否か、発明の詳細な説明に記載されているか否かは、当該特許請求の範囲の記載のサポート要件充足性の問題には当たらないというべきである。」

（20）知財高判（4部）平成25年4月11日（平成24年（行ケ）第10299号）「液体調味料の製造方法」（土肥章大 井上泰人 荒井章光）（P）結論はサポート要件違反）

「そして、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるか否か、あるいは、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

本件明細書の発明の詳細な説明には、ACE阻害ペプチドを本件発明における血圧降下作用を有する物質として液体調味料に混同して加熱処理をした場合に、上記課題が解決されたことを示す記載はない以上、本件明細書の発明の詳細な説明に接した当業者は、血圧降下作用を有する物質としてACE阻害ペプチドを使用した場合を包含する本件発明1ないし5及び9が、液体調味料の風味変化の改善という課題を解決できると認識することができるとはいえず、また、当業者が本件出願時の技術常識に照らして本件発明の課題を解決できると認識できることを認めるに足りる証拠もない。」

（21）知財高判（3部）平成25年4月17日（平成24年（行ケ）第10211号）「非水電解液二次電池及び非水電解液二次電池用の平面状集電体」芝田俊文 西理香 知野明）（結論はサポート要件を満たす）

「以上のとおり、本件訂正明細書の発明の詳細な説明には、本件発明の課題と

その課題を解決する手段，その具体例において課題が解決されたことが記載されている。

したがって，本件発明は，本件訂正明細書の発明の詳細な説明に記載されたものであり，サポート要件（特許法 36 条 6 項 1 号）を満たすものである。」

（22）知財高判（2 部）平成 25 年 5 月 9 日平成 24 年（行ケ）第 10213 号（第 1 事件），平成 24 年（行ケ）第 10220 号（第 2 事件）「像シフトが可能なズームレンズ」（塩月秀平 池下朗 新谷貴昭）（結論はサポート要件を満たす）

「本件発明 1 は，本件明細書の発明の詳細な説明に記載された発明であって，その記載により当業者が本件発明 1 の課題を解決できると認識できる範囲のものであるから，本件明細書の発明の詳細な説明には，本件発明 1 が記載されているといえる。したがって，本件発明 1 についてサポート要件違反があるということとはできない。」

（23）知財高判（2 部）平成 25 年 6 月 11 日（平成 24 年（行ケ）第 10271 号）「超音波モータと振動検出器とを備えた装置」（塩月秀平 池下朗 新谷貴昭）（結論はサポート要件を満たす）

「本件発明の属する技術分野において研究開発（文献解析，実験，分析，製造等を含む）のための通常の技術的手段を用い，通常の創作能力を発揮できる者（当業者）が，明細書及び図面に記載した事項と出願時の技術常識，特に，手振れの検出用のセンサに係る技術常識とに基づき，本件発明 1～9 の「励振された振動検出素子を用いて振動を検出する振動検出器とを備えた装置」を理解することができる程度に，発明の解決しようとする課題（目的）及び作用効果の範囲内で，本件発明 1～9 の装置が，発明の詳細な説明に記載されているものといえる。」

（24）知財高判（4 部）平成 25 年 6 月 27 日（平成 24 年（行ケ）第 10292 号）「強接着再剥離型粘着剤及び粘着テープ」（土肥章大 大鷹一郎 齋藤巖）（結論はサポート要件違反）

「2 取消事由 1（サポート要件に係る判断の誤り）について

(1) 法 36 条 6 項は，「第三項四号の特許請求の範囲の記載は，次の各号に適合するものでなければならない。」と規定し，その 1 号において，「特許を受け

ようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。」と規定している。特許制度は、発明を公開させることを前提に、当該発明に特許を付与して、一定期間その発明を業として独占的、排他的に実施することを保障し、もって、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを趣旨とするものである。そして、ある発明について特許を受けようとする者が願書に添付すべき明細書は、本来、当該発明の技術内容を一般に開示するとともに、特許権として成立した後にその効力の及ぶ範囲（特許発明の技術的範囲）を明らかにするという役割を有するものであるから、特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならないというべきである。法 36 条 6 項 1 号が、特許請求の範囲の記載を上記規定のように限定したのは、発明の詳細な説明に記載していない発明を特許請求の範囲に記載すると、公開されていない発明について独占的、排他的な権利が発生することになり、一般公衆からその自由利用の利益を奪い、ひいては産業の発達を阻害するおそれを生じ、上記の特許制度の趣旨に反することになるからである。

そして、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものであり（前記知財大合議判決参照）、この点に関する原告の主張は、採用することができない。…

請求項 1 に記載された粘着剤は、発明の詳細な説明に記載された事項及び本件出願時の技術常識に基づき、当業者が本願発明の前記課題を解決できると認識できる範囲のものであるということもできない。」

（25）知財高判（4部）平成25年9月26日（平成24年（行ケ）第10451号）「合わせガラス用中間膜及び合わせガラス」（富田善範 大鷹一郎 齋藤巖）（結論はサポート要件を満たす）

「特許請求の範囲の記載がサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、発明の詳細な説明に記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に

照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものと解される。

…本件明細書に接した当業者は、その発明の詳細な説明の記載及び本件出願時の技術常識に照らし、中間膜にナトリウム及びカリウムの両方を含むし、その含有量が本件発明 1 の特許請求の範囲（請求項 1）に規定する上限値である場合においても、耐湿性等の合わせガラス用中間膜としての基本的な性能に優れ、かつ、帯電防止性に優れた合わせガラス用中間膜を提供するという本件発明 1 の課題を解決できることを認識できるものと認められる。」

（26）知財高判（4部）平成25年11月21日（平成25年（行ケ）第10033号）「パソコン等の器具の盗難防止用連結具」（富田善範 大鷹一郎 田中芳樹）（結論はサポート要件を満たす）

「特許法36条6項1号は、特許請求の範囲の記載について、特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであることを要件とし、発明の詳細な説明において開示された技術的事項と対比して広すぎる独占権の付与を排除しているのであるから、特許請求の範囲の記載がサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、発明の詳細な説明に記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものと解される。

…本件発明 1 は、本件明細書の発明の詳細な説明から想定できる主プレートと補助プレートの構成について記載された発明であって、その記載により当業者が本件発明 1 の課題を解決できると認識できる範囲のものである。」

（27）知財高判（3部）平成26年11月20日（平成26年（行ケ）第10052号）「一種、またはそれ以上の有効成分を含んでなるアミン反応化合物」（石井忠雄 西理香 神谷厚毅）（結論はサポート要件違反）

「特許請求の範囲の記載が明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし

当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきである。

…本願発明の課題を解決するには、香料成分生成の速度がほどよく遅延して、香りの残留性が改良されることが必要であると解されるところ、本願明細書【0125】ないし【0131】には、芳香物質の生成の機序が記載されているにとどまり、その機序に従って反応生成物が分解され 芳香物質を生成する速度等に関しては何ら記載されていない以上、本願明細書【0125】ないし【0131】の記載をもって、当業者が本願発明の課題を解決できると認識できる程度の開示があるものということとはできない。」

D サポート要件：類型4（課題解決手段の反映）

（1）知財高判（4部）平成19年10月30日（平成19年（行ケ）第10024号）「半導体装置のテスト方法、半導体装置のテスト用プローブ針とその製造方法およびそのプローブ針を備えたプローブカード」（田中信義 石原直樹 杜下弘記）（結論はサポート要件を満たす）

「特許請求の範囲の記載が、特許法36条6項1号の要件（以下「サポート要件」という。）に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものであり、以下、本件についてこの点 を検討する。

…原告は、請求項2の前段部分の記載において、本件発明2のプローブ針の押圧対象である電極パッドの厚さに限定がないことから、本件発明2のプローブ針がすべての厚みの電極パッドに作用効果を奏することが、発明の詳細な説明に記載されている必要があるとの理解を前提とし、そのような効果を奏するプローブ針は、発明の詳細な説明に記載されていないと主張する。しかしながら…採用することはできない。

…請求項2及び3に記載された発明は、いずれも本件明細書の発明の詳細な説明に記載された発明であり、発明の詳細な説明の記載及び出願（本件においては優先日）当時の技術常識により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるというべきであるから、サポート要件を満たす。」

(2) 知財高判(1部)平成23年7月20日(平成22年(行ケ)第10372号)「プラスチック中空標示器」(中野哲弘 東海林保 矢口俊哉)(結論はサポート要件を満たす)

本件特許の請求項1には、本件特許の技術的課題のうち①及び③の課題を解決する構成が記載されていて、それによって、「極めて軽量になり、運搬時および設置時における現場作業者の負担が大幅に軽減される」こと、及び「保管スペースなどを大幅に削減することができ、その結果経済的負担が低減される」という段落【0016】に記載された効果を奏することができるのであって、本件特許の請求項1の記載は発明として完結しているものと認められるから、同号違反になるものではなく、この点に関する原告の上記主張は採用することができない。

(3) 知財高判(3部)平成22年6月29日(平成21年(行ケ)第10386号)「シートベルト用ガイドアンカー」(飯村敏明 齊木教朗 武宮英子)(結論はサポート要件を満たす)

「原告は、〔1〕「より一層効果的に」かつ「より一層確実に」シートベルトの車両前方への偏りを防止すると本件特許発明1及び2の課題を達成するためには、シートベルトの車両前方への移動を抑制するに足る反力 F_2 を確実に発生させることができるよう、(a)要件(傾斜角(θ_1))を最適に設定すること)及び(b)要件(車両後方側縁を微小径のR部(丸状部)又はエッジ部(尖端)に形成すること〔別紙「本件明細書参考図面」【図1】(b)参照])が必要である、〔2〕しかし、本件特許発明1及び2においては、(a)要件及び(b)要件に係る技術的事項が特定されていない、〔3〕よって、本件特許発明1及び2は、車両衝突時等の緊急時にシートベルトの偏りを「より一層効果的に」、かつ「より一層確実に」防止することができず、発明の詳細な説明において、当該発明の課題を解決できると認識できるように記載された範囲を超えているから、法36条6項1号に違反している、と主張する。

しかし、原告の主張は、理由がない。

すなわち、甲6(段落【0036】)によれば、本件特許発明1又は2は、従来技術が想定しているような通常のシートベルトの引出しよりも一層急激にシートベルトが引き出された場合にも、反力(F_2)により、シートベルトのガイド孔での車両前端側への移動が抑制されるものであって、従来技術との対比においては、シートベルトの偏りをより一層効果的に、かつより一層確実に防止することができ、少なくとも、車両後方側縁が通常のシートベルト挿通方向

に対して相対的に傾斜してさえすれば、十分に発明の目的を達成し得る旨が記載されている。したがって、本件特許発明 1 及び 2 の特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えるものではなく、法 3 6 条 6 項 1 号に違反しない」

（４）知財高判（３部）平成 2 3 年 2 月 2 8 日（平成 2 2 年（行ケ）第 1 0 2 2 1 号）「記録媒体用ディスクの収納ケース」（飯村敏明 中平健 知野明）（結論はサポート要件を満たす）

「原告は…発明の課題を解決するための手段としてのボス部の構成が請求項に反映されていないことから…特許法 3 6 条 1 項 1 号の規定に違反するものではないとした判断は誤りであると主張する。…

ボス部（中央固定部）が特定の構造のものでなければ ケースの厚みを 5. 2 mm 程度に薄くすることができないと解する合理的根拠は認められない。そのため、訂正明細書には、実施例として図 3 しか示されていないが、訂正明細書に接した当業者は、図 3 と異なる形状であっても、記録媒体用ディスクの中央孔に対して着脱自在に嵌るとの構成を備えつつ、保持板とカバー体からなるケースの厚さが略 5. 2 mm となるようなボス部を形成できることを、認識し得るものと推認される。

…訂正明細書の発明の詳細な説明には、図 3 の形状に限らず、記録媒体用ディスクの中央孔に対して着脱自在に嵌まるボス部についての技術的事項が記載されているものと認められ、前記の特許法 3 6 条 1 項 1 号の趣旨に照らし、特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明に記載された技術的事項を超えているものとは認められない。」

（５）知財高判（１部）平成 2 6 年 9 月 1 1 日（平成 2 5 年（行ケ）第 1 0 3 2 1 号）「引戸装置の改修方法及び改修引戸装置」（設樂隆一 大寄麻代 大須賀滋）（結論はサポート要件を満たす）

「ア 特許制度は、明細書に開示された発明を特許として保護するものであり、明細書に開示されていない発明までも特許として保護することは特許制度の趣旨に反することから、特許法 3 6 条 6 項 1 号のいわゆるサポート要件が定められたものである。したがって、同号の要件については、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明の欄の記載によって十分に裏付けられ、開示されていることが求められるものであり、同要件に適合するものであるかどうかは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求

の 範囲に記載された発明が発明の詳細な説明に記載された発明であるか、すなわち、発明の詳細な説明の記載と当業者の出願時の技術常識に照らし、当該発明における課題とその解決手段その他当業者が当該発明を理解するために必要な技術的事項が発明の詳細な説明に記載されているか否かを検討して判断すべきものと解される。

・・・本件明細書の発明の詳細な説明には、当業者において、特許請求の範囲に記載された本件発明の課題とその解決手段その他当業者が本件発明を理解するために必要な技術的事項が記載されているものといえる。

E サポート要件と実施可能要件の関係

(1) 知財高判(1部)平成17年10月19日(平成17年(行ケ)第10013号)「体重のモジュレータ」(篠原勝美 青柳馨 穴戸充)

「3 取消事由 4(特許法 36 条 6 項 1 号の記載要件の判断の誤り)について (1) 特許法 36 条 6 項 1 号の記載要件は、特許請求の範囲に対して発明の詳細な説明による裏付けがあるか否かという問題であり、上記 2 の同条 4 項の記載要件の議論とは、いわば表裏一体の問題といえることができる。」

(2) 知財高判(4部)平成19年3月1日(平成17年(行ケ)第10818号)「タキソールを有効成分とする制癌剤」(塚原朋一 高野輝久 佐藤達文)

「一般に、医薬についての用途発明においては、物質名や化学構造からその有用性を予測することは困難であって、発明の詳細な説明に有効量、投与方法、製剤化のための事項がある程度記載されていても、それだけでは、当業者は当該医薬が実際にその用途において有用性があるか否かを知ることとはできず、発明の課題が解決できることを認識することはできないから、さらに薬理データ又はこれと同視することのできる程度の事項を記載してその用途の有用性を裏付ける必要があるというべきである。そして、その裏返しとして、特許請求の範囲の記載が発明の詳細な説明の裏付けを超えているときには、特許請求の範囲の記載は、特許法 36 条 5 項 1 号が規定するいわゆるサポート要件に違反するということになる。

これを本件についてみるのに、発明の詳細な説明には、3 時間のタキソール投与量が 135 ないし 175 mg/m² の範囲については、卵巣癌に罹患した患者に対する有効性や安全性を裏付ける記載があるといえることができるとしても、上記(3)のとおり、3 時間のタキソール投与量が 175 mg/m² を超

えるものについては、その有効性や安全性を裏付ける記載がないから、本件特許発明 2 及び 3 は、その有効性、安全性を確認することができる具体的データが発明の詳細な説明に記載されていないといわなければならないし、また、卵巣癌以外の固形癌及び白血病に罹患した患者に対する有効性や安全性を裏付ける記載もないから、本件特許発明 2 は、さらに、その有効性や安全性を確認することができる具体的データも発明の詳細な説明に記載されていないといわなければならない。」

(3) 知財高判(3部)平成22年1月28日(平成21年(行ケ)第10033号判決)判例タイムズ1334号152頁「性的障害の治療におけるフリバンセリンの使用」(飯村敏明 大須賀滋 齊木教朗)

「1 法36条4項1号と同条6項1号の関係について

(1) 法36条4項1号と6項1号の各規定の趣旨

法36条は、特許出願をする際に提出する願書に記載すべき事項について要件を定めているが、このうち、願書に添付する明細書の「発明の詳細な説明」に係る記載に関しては法36条4項1号が、願書に添付する「特許請求の範囲」に係る記載に関しては同条6項1号等が、それぞれ記載すべき要件を峻別して規定している。

すなわち、法36条4項1号は、「発明の詳細な説明」の記載については、「発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項」(特許法施行規則24条の2)により「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものである」ことを、その要件として定めている。同規定の趣旨は、特許制度は、発明を公開した者に対して、技術を公開した代償として一定の期間の独占権を付与する制度であるが、仮に、特許を受けようとする者が、第三者に対して、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他の発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を開示することなく、また、発明を実施するための明確でかつ十分な事項を開示することなく、独占権の付与を受けることになるのであれば、有用な技術的思想の創作である発明を公開した代償として独占権が与えられるという特許制度の目的を失わせることになりかねず、そのような趣旨から、特許明細書の「発明の詳細な説明」に、上記事項を記載するよう求めたものである。

これに対して、法36条6項1号は、「特許請求の範囲」の記載について、「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること」を要

件としている。同号は、特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有すると規定され、特許発明の技術的範囲は、願書に添付した「特許請求の範囲の記載」に基づいて定めなければならないと規定されていること（法 68 条、70 条 1 項）を実効ならしめるために設けられた規定である。仮に、「特許請求の範囲」の記載が、「発明の詳細な説明」に記載・開示された技術的事項の範囲を超えるような場合に、そのような広範な技術的範囲にまで独占権を付与することになれば、当該技術を公開した範囲で、公開の代償として独占権を付与するという特許制度の目的を逸脱するため、そのような特許請求の範囲の記載を許容しないものとした。例えば、「発明の詳細な説明」における「実施例」等の記載から、狭い、限定的な技術的事項のみが開示されていると解されるにもかかわらず、「特許請求の範囲」に、その技術的事項を超えた、広範な技術的範囲を含む記載がされているような場合には、同号に違反するものとして許されない。

このように、法 36 条 6 項 1 号の規定は、「特許請求の範囲」の記載について、「発明の詳細な説明」の記載とを対比して、広すぎる独占権の付与を排除する趣旨で設けられたものである。

（２）法 36 条 6 項 1 号への適合性判断について

「特許請求の範囲の記載」が法 36 条 6 項 1 号に適合するか否か、すなわち「特許請求の範囲の記載」が「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものである」か否かを判断するに当たっては、その前提として「発明の詳細な説明」がどのような技術的事項を開示しているかを把握することが必要となる。そして、法 36 条 6 項 1 号の規定は、「特許請求の範囲」の記載に関してその要件を定めた規定であること、及び、発明の詳細な説明において開示された技術的事項と対比して広すぎる独占権の付与を排除するために設けられた規定であることに照らすならば、同号の要件の適合性を判断する前提としての「発明の詳細な説明」の開示内容の理解の在り方は、上記の点を判断するのに必要かつ合理的な方法によるべきである。他方、「発明の詳細な説明」の記載に関しては、法 36 条 4 項 1 号が、独立して「発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他の・・・技術上の意義を理解するために必要な事項」及び「（発明の）実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載した」との要件を定めているので、同項所定の要件への適合性を欠く場合は、そのこと自体で、その出願は拒絶理由を有し、又は、独立の無効理由（特許法 123 条 1 項 4 号）となる筋合いである。そうであるところ、法 36 条 6 項 1 号の規定の解釈に当たり、「発明の詳細な説明において開示された技術的事項と対比して広すぎる独占権の付与を排除する」という同号の趣旨から離れて、法 36 条 4 項 1 号の要件適合性を判断するのと全く同様の手法によって解釈、判断することは、同一

事項を二重に判断することになりかねない。仮に、発明の詳細な説明の記載が法36条4項1号所定の要件を欠く場合に、常に同条6項1号の要件を欠くという関係に立つような解釈を許容するとしたならば、同条4項1号の規定を、同条6項1号のほかに別個独立の特許要件として設けた存在意義が失われることになる。

したがって、法36条6項1号の規定の解釈に当たっては、特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明の記載の範囲と対比して、前者の範囲が後者の範囲を超えているか否かを必要かつ合目的な解釈手法によって判断すれば足り、例えば、特許請求の範囲が特異な形式で記載されているため、法36条6項1号の判断の前提として、「発明の詳細な説明」を上記のような手法により解釈しない限り、特許制度の趣旨に著しく反するなど特段の事情のある場合はさておき、そのような事情がない限りは、同条4項1号の要件適合性を判断するのと全く同様の手法によって解釈、判断することは許されないというべきである。

…審決が、法36条6項1号の要件充足性との関係で、「発明の詳細な説明において、薬理データ又はそれと同視すべき程度の記載をすることにより、その用途の有用性が裏付けられている必要があ（る）」と述べている部分は、特段の事情のない限り、薬理データ又はそれと同視すべき程度の記載をすることが、必要不可欠な条件（要件）ということとはできない。法36条6項1号は、前記のとおり、「特許請求の範囲」と「発明の詳細な説明」とを対比して、「特許請求の範囲」の記載が「発明の詳細な説明」に記載された技術的事項の範囲を超えるような広範な範囲にまで独占権を付与することを防止する趣旨で設けられた規定である。そうすると、「発明の詳細な説明」の記載内容に関する解釈の手法は、同規定の趣旨に照らして、「特許請求の範囲」が「発明の詳細な説明」に記載された技術的事項の範囲のものであるか否かを判断するのに、必要かつ合目的な解釈手法によるべきであって、特段の事情のない限りは、「発明の詳細な説明」において実施例等で記載・開示された技術的事項を形式的に理解することで足りるというべきである。

したがって、審決が、発明の詳細な説明に「薬理データ又はそれと同視すべき程度の記載をすることにより、その用途の有用性が裏付けられている」ように記載されていない限り、特許請求の範囲の記載は、法36条6項1号に規定する要件を満たさないとした部分は、常に妥当するものではなく、そのことのみを理由として、法36条6項1号に反するとした判断は、特段の事情があればさておき、このような特段の事情がない限りは、理由不備があるというべきである。」

(4) 知財高判(4部)平成25年4月11日(平成24年(行ケ)第10299号)「液体調味料の製造方法」(土肥章大 井上泰人 荒井章光)

(1) 実施可能要件について

特許法36条4項1号は、発明の詳細な説明の記載は「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載したもの」でなければならないと規定している。

特許制度は、発明を公開する代償として、一定期間発明者に当該発明の実施につき独占的な権利を付与するものであるから、明細書には、当該発明の技術的内容を一般に開示する内容を記載しなければならない。特許法36条4項1号が上記のとおり規定する趣旨は、明細書の発明の詳細な説明に、当業者が容易にその実施をすることができる程度に発明の構成等が記載されていない場合には、発明が公開されていないことに帰し、発明者に対して特許法の規定する独占的権利を付与する前提を欠くことになるからであると解される。

そして、方法の発明における発明の実施とは、その方法の使用をする行為をいうから(特許法2条3項2号)、方法の発明については、明細書にその発明の使用を可能とする具体的な記載が必要であるが、そのような記載がなくても明細書及び図面の記載並びに出願当時の技術常識に基づき当業者がその方法を使用することができるのであれば、上記の実施可能要件を満たすといえる。また、物の発明における発明の実施とは、その物の生産、使用等をする行為をいうから(同項1号)、物の発明については、明細書にその物を製造する方法についての具体的な記載が必要であるが、そのような記載がなくても明細書及び図面の記載並びに出願当時の技術常識に基づき当業者がその物を製造することができるのであれば、上記の実施可能要件を満たすといえる。

本件発明1ないし8は、いずれも方法の発明であるが、…本件明細書の発明の詳細な説明には、これに接した当業者が本件発明1ないし8の使用を可能とする具体的な記載があるといえる。

また、本件発明9は、本件発明1ないし8のいずれかの方法により製造した液体調味料という物の発明であるが、以上のとおり、本件明細書の発明の詳細な説明には、これに接した当業者が本件発明1ないし8の使用を可能とする具体的な記載がある以上、当業者は、本件発明9を製造することができるものといえる。

…

(1) サポート要件について

特許法36条6項1号には、特許請求の範囲の記載は、「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したもの」でなければならない旨が規定され

ている。

特許制度は、発明を公開させることを前提に、当該発明に特許を付与して、一定期間その発明を業として独占的、排他的に実施することを保障し、もって、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを趣旨とするものである。そして、ある発明について特許を受けようとする者が願書に添付すべき明細書は、本来、当該発明の技術内容を一般に開示するとともに、特許権として成立した後にその効力の及ぶ範囲（特許発明の技術的範囲）を明らかにするという役割を有するものであるから、特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならないというべきである。特許法 36 条 6 項 1 号の規定する明細書のサポート要件が、特許請求の範囲の記載を上記規定のように限定したのは、発明の詳細な説明に記載していない発明を特許請求の範囲に記載すると、公開されていない発明について独占的、排他的な権利が発生することになり、一般公衆からその自由利用の利益を奪い、ひいては産業の発達を阻害するおそれを生じ、上記の特許制度の趣旨に反することになるからである。

そして、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるか否か、あるいは、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

...

したがって、本件発明においては、血圧降下作用を有する物質が混合され、上記のように加熱処理された液体調味料の風味変化が改善されるのであれば、その課題が解決されたものとみて差し支えないといえる。

...

以上によれば、本件明細書の発明の詳細な説明に、コーヒー豆抽出物及びγ-アミノ酪酸を本件発明における血圧降下作用を有する物質として液体調味料に混合して加熱処理した場合の実施例があり、それにより液体調味料の風味変化を改善し、本件発明の解決すべき課題を解決できることが示されているとしても、これらは、ACE 阻害ペプチドを本件発明における血圧降下作用を有する物質として液体調味料に混合し加熱処理した場合に、液体調味料の風味変化の改善という本件発明の解決すべき課題を解決できることを示したことにはならない。

その他、本件明細書の発明の詳細な説明には、ACE阻害ペプチドを本件発明における血圧降下作用を有する物質として液体調味料に混同して加熱処理をした場合に、上記課題が解決されたことを示す記載はない以上、本件明細書の発明の詳細な説明に接した当業者は、血圧降下作用を有する物質としてACE阻害ペプチドを使用した場合を包含する本件発明 1 ないし 5 及び 9 が、液体調味料の風味変化の改善という課題を解決できると認識することができるとはいえず、また、当業者が本件出願時の技術常識に照らして本件発明の課題を解決できると認識できることを認めるに足りる証拠もない。

(5) 知財高判(4部)平成24年4月11日(平成23年(行ケ)第10146、10147号) 判例時報2154号105頁、判例タイムズ1405号339頁「医薬」(滝澤孝臣 井上泰人 荒井章光)

「(1) 実施可能要件について

ア 本件各発明に適用される実施可能要件について

本件特許は、平成9年12月26日出願に係るものであるから、法36条4項が適用されるところ、同項には、「発明の詳細な説明は、…その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない。」と規定している。

特許制度は、発明を公開する代償として、一定期間発明者に当該発明の実施につき独占的な権利を付与するものであるから、明細書には、当該発明の技術的内容を一般に開示する内容を記載しなければならない。法36条4項が上記のとおり規定する趣旨は、明細書の発明の詳細な説明に、当業者が容易にその実施をすることができる程度に発明の構成等が記載されていない場合には、発明が公開されていないことに帰し、発明者に対して特許法の規定する独占的権利を付与する前提を欠くことになるからであると解される。

そして、物の発明における発明の実施とは、その物を生産、使用等をすることをいうから(特許法2条3項1号)、物の発明については、明細書にその物を製造する方法についての具体的な記載が必要であるが、そのような記載がなくても明細書及び図面の記載並びに出願当時の技術常識に基づき当業者がその物を製造することができるのであれば、上記の実施可能要件を満たすということができる。

...

(2) サポート要件について

ア 本件各発明に適用されるサポート要件について

本件特許は、平成9年12月26日出願に係るものであるから、法36条6

項 1 号が適用されるところ、同号には、特許請求の範囲の記載は、「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること」でなければならない旨が規定されている（サポート要件）。

特許制度は、発明を公開させることを前提に、当該発明に特許を付与して、一定期間その発明を業として独占的、排他的に実施することを保障し、もって、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを趣旨とするものである。そして、ある発明について特許を受けようとする者が願書に添付すべき明細書は、本来、当該発明の技術内容を一般に開示するとともに、特許権として成立した後にその効力の及ぶ範囲（特許発明の技術的範囲）を明らかにするという役割を有するものであるから、特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならないというべきである。法 36 条 6 項 1 号の規定する明細書のサポート要件が、特許請求の範囲の記載を上記規定のように限定したのは、発明の詳細な説明に記載していない発明の特許請求の範囲に記載すると、公開されていない発明について独占的、排他的な権利が発生することになり、一般公衆からその自由利用の利益を奪い、ひいては産業の発達を阻害するおそれを生じ、上記の特許制度の趣旨に反することになるからである。

そして、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものであるところ、前記 1 (2) に認定のとおり、本件各発明は、糖尿病治療に当たって、薬剤の単独の使用には、十分な効果が得られず、あるいは副作用の発現などの課題があった一方で、インスリン感受性増強剤でありほとんど副作用がないピオグリタゾン^①を、嫌気性解糖促進作用等を有するビグアナイド剤（フェンホルミン、メトホルミン又はブホルミン）や、あるいは膵β細胞からのインスリン分泌促進作用を有するSU剤であるグリメピリドと組み合わせた医薬については知られていなかったことから、ピオグリタゾンとそれ以外の作用機序を有するビグアナイド剤又はグリメピリドとを組み合わせることで、薬物の長期投与においても副作用が少なく、かつ、多くの糖尿病患者に効果的な糖尿病予防・治療薬又は医薬組成物とすることをその技術的思想とするものであるといえる。」

（６）知財高判（２部）平成２４年１０月２９日（平成２４年（行ケ）第１００７６号）「ヒンダードフェノール性酸化防止剤組成物」（塩月秀平 真辺朋子 田邊実）

「しかし、発明の詳細な説明の記載と出願時の技術常識からは本願発明に係る組成物を製造することはできないというのであれば、これは特許法 36 条 4 項 1 号（実施可能要件）の問題として扱うべきものである。審決は、本件出願が特許法 36 条 6 項 1 号（サポート要件）に規定する要件を満たしていないことを根拠に拒絶の査定を維持し、請求不成立との結論を出したものであるから、被告の上記主張は、審決の判断を是認するものとしては採用することができない。」

（７）知財高判（４部）平成２４年１０月３１日（平成２３年（行ケ）第１０２７６号）「核酸の合成方法」（土肥章大 井上泰人 荒井章光）

「２ 取消事由 1（実施可能要件及びサポート要件に係る判断の誤り）について
（１）実施可能要件について

…法 36 条 4 項が上記のとおり規定する趣旨は、明細書の発明の詳細な説明に、当業者が容易にその実施をすることができる程度に発明の構成等が記載されていない場合には、発明が公開されていないことに帰し、発明者に対して特許法の規定する独占的権利を付与する 前提を欠くことになるからであると解される。

そして、物の発明における発明の実施とは、その物を生産、使用等をする行為をいうから（特許法 2 条 3 項 1 号）、物の発明については、明細書にその物を製造する方法についての具体的な記載が必要であり…そのような記載がなくても明細書及び図面の記載並びに出願当時の技術常識に基づき当業者がその物を製造…することができるのであれば、上記の実施可能要件を満たすということができる。

イ 本件発明 1 は、前記 1（２）イに説示のとおり、本件明細書の記載及び本件出願日当時の当業者の技術常識に従えば、前記 1（２）イ（ア）ないし（ク）に 記載の反応 1 ないし 8 が生じ、その結果、反応 5 及び 7 において「1 本鎖上に相補的な塩基配列が交互に連結された核酸」が合成されるものと認められる。

したがって、本件発明 1 は、いずれも本件明細書及び本件出願日当時の技術常識に照らして当業者が使用可能であると認められる。…

（２）サポート要件について

…法 36 条 6 項 1 号の規定する明細書のサポート要件が、 特許請求の範囲の記載を上記規定のように限定したのは、発明の詳細な説明に記載していない発

明の特許請求の範囲に記載すると、公開されていない発明について独占的、排他的な権利が発生することになり、一般公衆からその自由利用の利益を奪い、ひいては産業の発達を阻害するおそれを生じ、上記の特許制度の趣旨に反することになるからである。

そして、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるか否か、あるいは、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

イ これを本件発明についてみると、本件明細書は、前記 1（1）キに記載のとおり、本件発明 1 における核酸の合成反応及び技術的思想に関する詳細な説明を記載しており、本件発明 3 については、以上に加えて前記 1（1）シに、それぞれその構成及びその技術的意義に関する詳細な説明を記載しており、これらの記載は、いずれも当業者が本件発明の課題を解決できると認識できるものであると認められる。」

F 発明の課題の認定

（1）知財高判（2 部）平成 21 年 9 月 29 日（平成 20 年（行ケ）第 10484 号）「無鉛はんだ合金」（中野哲弘 森義之 澁谷勝海）（結論はサポート要件を満たす）

「確かに、数値限定に臨界的な意義がある発明など、数値範囲に特徴がある発明であれば、その数値に臨界的な意義があることを示す具体的な測定結果がなければ、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できない場合があり得る。

しかし、本件全証拠によるも、本件優先権主張日前に「S n を主として、これに、C u と N i を加える」ことによって「金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した」発明（又はそのような発明を容易に想到し得る発明）が存在したとは認められないから、本件発明 1 の特徴的な部分は、「S n を主として、これに、C u と N i を加える」ことによって「金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した」ことにあり、C u と N i の数値限定は、望ましい数値範囲を示したものにすぎないから、上記で述べたような意味において具体的な測定結果をもって裏付けられている必要はないというべきである。」

(2) 知財高判(4部)平成24年11月7日(平成23年(行ケ)第10235号)「有機LED用燐光性ドーパントとしての式L2MXの錯体」(土肥章大 井上泰人 荒井章光)(結論はサポート要件を満たす)

「3 本件発明の課題について

…本件出願日当時における技術水準は、理論上、燐光を発する有機金属化合物を発光材料として発光層に使用することにより、有機発光デバイスの発光効率を改善することができるにもかかわらず、極めて多数にわたる有機金属化合物のうち当該発光材料として発光層に使用できるものがごく限られた特定のものしか知られていないというものであり、これらの有機金属化合物のうちの1例を除いてごく低いEL効率を示すにとどまっていた以上、当該1例(Ir(ppy)₃)が8%というEL効率を示していたとしても、有機発光デバイスの発光層に使用した場合に燐光を発する新たな有機金属化合物を得ることは、本件出願日当時において、それ自体、解決すべき技術的課題として成立し得るものであったと認められる。

そして、本件明細書には、本件発明の課題が必ずしも明確に記載されていないが、本件明細書は、上記技術水準を前提として、本件発明について、有機発光デバイスの発光層として用いることができる組成物であって、本件出願日当時に知られていた有機金属化合物とは異なるものとして説明しているものであるから、本件発明の課題は、「有機発光デバイスの発光層に使用した場合に燐光を発する新たな有機金属化合物を得ること」であると認めるのが相当である。

他方、本件明細書には、先行技術(甲1)によるEL効率や、これと同等以上のEL効率を発揮することの意義等についての具体的な記載は何ら見当たらず、本件明細書は、本件発明について、本件出願日前に達成されていたものと比較してより高いEL効率を発揮する組成物として説明するものとは認められない以上、本件発明は、本件出願日前に達成されていたものと比較してより高いEL効率を発揮することなどを課題としているものとは認められない。」

(3) 知財高判(1部)平成26年9月25日(平成26年(行ケ)第10008号)「エレクトロポレーション法による外来遺伝子導入法」(設楽隆一 大寄麻代 大須賀滋)(結論はサポート要件を満たす)

「原告は、実施例24のサンプル193は、本件発明1の電場強度及び熱量強度の範囲内であるにもかかわらず、遺伝子導入効率が39%でしかなく、その他にも、本件発明1の電場強度及び熱量強度の範囲内であるにもかかわらず、

生存率又は遺伝子導入効率が80%以上ではないサンプルが、4mmキュベット及び2mmキュベットを用いた実施例で合計26サンプル（サンプル193を含む。）存在することを指摘し、本件発明で特定された電場強度及び熱量強度は、本件発明の作用効果を得ることのできないものであると主張する。

（1）しかし、前記1（2）アのとおり、本件発明は、生存率及び遺伝子導入効率の向上及びランニングコストの低減を解決課題とする発明であり（本件明細書の段落【0007】、【0010】）、生存率及び遺伝子導入効率を80%以上とすることを解決課題とする発明ではなく、かえって、本件明細書の段落【0040】においては、「以下の結果において、HeLa細胞（判決注：実施例において用いられた細胞であり、ヒト子宮頸癌細胞の株化細胞）については、生存率と遺伝子導入効率が両方とも40%以上の条件は好適であると判定できる。」とも記載されているのであり、生存率又は遺伝子導入効率が80%以上としないサンプルが存在することは、本件発明の課題解決や作用効果を否定する理由とはならない。なお、前記1（2）エ（イ）のとおり、本件発明の進歩性は、「格別顕著な効果」を有しなくても否定されるものではないから、進歩性を認めるために、生存率又は遺伝子導入効率が80%以上となることが必要とされるものでもない。また、そもそも、細胞のような生体を対象とする実験においては、具体的な実験環境等によって結果にばらつきが生じることはあり得ることであり、本件のように多数の実験結果がある場合にそれらの全体的な傾向に基づいて効果の評価を行うことはできても、そのうち一部の効果が低かったからといって直ちに発明が作用効果を奏しないということとはできない。したがって、原告の上記主張は、その前提において誤っており、採用することができない。」

G 発明のポイント

（1）知財高判（2部）平成21年3月31日（平成20年（行ケ）第10065号）「経口投与用吸着剤、並びに腎疾患治療又は予防剤、及び肝疾患治療又は予防剤」（中野哲弘 森義之 澁谷勝海）（結論はサポート要件を満たす）

「…発明として特定された技術事項について、その全範囲を実施例等として示すことを求めるものではないのであって（それが現実的でないことは多言を要しない）、実施可能要件（法36条4項1号）への適合性という観点では、明細書の記載及び出願時における当業者の技術常識に照らし当業者において当該発明を実施することが可能か否かを検討して判断すべきものであるし、明細書のサポート要件（法36条6項1号）への適合性という観点では、特許請求の範

図の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明であり、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

...

本件特許明細書には、炭素源に係る発明特定事項以外の発明特定事項について当業者が適宜の設定をすることが可能であることを示唆する記載があり、しかも、選択吸着能は、(細孔容積が極小の場合を除き)その減少に応じて漸次発現する特性がある旨の知見が公知であることを併せ考慮すれば、当業者は、本件特許発明の規定する細孔容積の条件について、それ自体厳密な意味における臨界的な意義を有するというよりも、選択吸着率を優れたものとするために孔径の大きな細孔を少なくすべきことを表現し、そのための一つの目安として「0.25 mL/g」との数値を規定したものと理解することができるから、明細書の記載上、殊更に上記数値の意義が明らかにされていないとしても、当業者において本件特許発明の課題を解決できることについて認識できないということとはできない。

したがって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

(イ) また原告は、実施例に記載された細孔容積の数値である「0.04 mL/g」よりも極端に小さいものについては、経口投与用吸着剤として有効に機能するとは考え難い旨主張するが、細孔容積が小さすぎると毒性物質の吸着能に支障があることは当業者において公知である以上、一般に吸着能を奏し得ない程度に極小の細孔容積のものが実質的に本件特許発明に含まれるものでないことは当業者において明らかというべきである。

したがって、細孔容積の数値が極小であることに関して特段の記載がないとしても、これにより当業者において本件特許発明の課題を解決できることについて認識できないということとはできず、この点に関する原告の主張は採用することができない。」

(2) 知財高判(1部)平成22年7月20日(平成21年(行ケ)第10246号)「容器、溶融金属供給方法及び溶融金属供給システム」(塚原朋一 東海林保 矢口俊哉)(結論はサポート要件を満たす)

「本件特許発明は、いずれも平成20年1月11日付け訂正審判請求が認められたことにより、ハッチや貫通孔といった構成が加えられ、それによって、進

歩性が認められたものである。上記各構成が加えられる前の本件特許発明は、原告が本訴で問題としている、流路の有効内径の数値限定部分等を発明の本質的事項の一部としていたといえるが、上記訂正により、同部分は、それによって進歩性が認められる事項ではなく、単に望ましい構成を開示しているにすぎないといえる。

ウ以上を前提として、本件特許発明につき実施可能要件違反の有無を検討するに、本件特許発明の目的の1つと解される「熔融金属を容器内から導出するために必要な圧力を小さくすること」を達成するためには、熔融金属の重量、流路の粘性抵抗等の条件を設定する必要がある、そのうち粘性抵抗については、熔融金属の性状、ライニングの性質、表面粗さ等のパラメータによって決定され、熔融金属の重量やそれによる影響は、金属の種類や流路の長さ、流速等のパラメータによって決定されるものである。

そうすると、単に「熔融金属を導出するために必要な圧力を小さくする」との目的のみを達成するためであれば、流路の有効内径以外のパラメータも設定する必要があることは自明であり、その限りにおいて、原告の主張は誤りではない。

しかしながら、「導出圧力の最小化」は、本件特許発明においては付随的な目的にすぎない。この点を措くとしても、被告が主張するように、公道を介して搬送する取鍋の内径は、取鍋を搬送するトラックの車幅との関係で、一定の限度内に収まらざるを得ないのであり、また、そのトラックの車幅も、公道の幅員等により、自ずから相当の限度内になるものといえることができる。この点につき、原告は、公道搬送可能な取鍋の大きさは千差万別である旨主張するが、取鍋の標準的な大きさは一定の範囲で自ずから存在するものであり、逆に、単に「望ましい」事項を記載しているにすぎない部分においても、あらゆる大きさや種類のトラックに対して有効なすべてのパラメータを提供しなければならないとするのでは、特許権者や出願人に過大な要求をするものであって、相当ではない。

また、作業に慣れた当業者（本件においては、熔融金属を取鍋等を用いて運搬する者）が出湯を行う場合であれば、その出湯時間や速度に、大きな差があるとは考えられない。

そして、熔融アルミニウムを流路や配管を通じて排出する場合に粘性抵抗があること自体は、当業者にとって自明であり、望ましいとされる流路の有効内径が提供されれば、それを最大限に生かすべく、他の条件を設定するよう努めるのは当然であって、ここで必要とされる試行錯誤が過度なものであるとは認められない。また、導出圧力の最小化のみを目的とする場合の数値限定と、これが単に付随的な目的にすぎない場合の数値限定では、必然的に相違が生じ、

後者の場合には、他の条件との兼ね合いにより、当該目的達成の程度が変化することは明らかである。

エ以上からすれば、本件特許発明における、流路の有効内径に関する数値限定部分において、他のパラメータにつき記載がないことをもって、実施可能要件に違反するということはできず、原告の主張は理由がない。」

(3) 知財高判(2部)平成22年7月28日(平成21年(行ケ)第10252号)「押し棒を有する電気スイッチ」(中野哲弘 真辺朋子 田邊稔)(結論はサポート要件を満たす)

「(原告の主張)

「バネ」に関して、本件特許の請求項1には明らかに上位概念が記載されているにもかかわらず、発明の詳細な説明には上位概念に含まれる一部の実施例、すなわちバネを利用して自動復帰する自動復帰形スイッチにおけるバネの働きにより構成e-1、e-2の機能・動作を実現し、かつ、作動部と接点保持部を分離した時にバネの作用により接点具が開いて構成e-3の機能・動作を実現する第1、第2の実施例が記載されているだけであって、当該上位概念に含まれる他の部分、すなわちバネが関与することなく構成e-1、e-2の機能・動作を実現し、かつ、作動部と接点保持部を分離した時にバネの作用により接点具が開いて構成e-3の機能・動作を実現する具体例、具体的構成が一切記載されていない。

(裁判所の判断)

...

(1) 本願発明の意義

...本件発明の課題、作用・効果からすると、本件発明において、構成要件e-1～e-3が特に重要な事項であるといえる。このうち、構成要件e-1及びe-2は、電気スイッチの通常機能を規定しており、押し棒の押下により接点具が電気回路を開き電気回路を遮断するといった電気スイッチの一般的な機能を規定しているにすぎず、当該機能を発揮するものであれば構成要件e-3の機能を阻害しない限り具体的構造については問われないといえ、この点に特別の技術的意義はないと考えられる。これに対し、構成要件e-3は、作動部と接点保持部とを分離した時に電気回路を開くための機能を規定し、それがバネの作用によって達成される機能であることを規定したものであって、作動部と押し棒の分離時には接点具が必ず開かれ電気回路が遮断されるようにして安全管理上有利とするという課題との関係からすると、本件発明の技術的特徴を有する部分であるといえることができる。

…構成要件 e-1 及び e-2 は電気スイッチの一般的な機能を規定するもので、本件発明の技術的特徴ではないと考えられるところ、特許法はそうした部分についてまで、実施可能要件及びサポート要件として網羅的に実施例を開示することを要求しているとは解されない、すなわち、構成要件 e-1 及び e-2 の機能におけるバネの関与の有無は発明を特定するための事項ではないところ、かかる発明を特定するための事項ではない技術的事項に着目し、実施可能要件及びサポート要件を問うことは適切ではないと解される。加えて、電気スイッチに関し、構成要件 e-1 及び e-2 の機能にバネが関与するか否かに着目して分類することが一般的であるとは認められず、原告独自の分類であると解されることに照らすと、バネの関与なしに構成要件 e-1 及び e-2 を実現し、バネの作用により構成要件 e-3 を実現する構成が発明の詳細な説明に具体的に記載されていないとしても、実施可能要件及びサポート要件違反であるということとはできないから、原告の上記主張は採用することができない。」

(4) 知財高判(4部)平成23年3月24日(平成22年(行ケ)第10214号)「高圧縮フィルタートウベール、およびその製造プロセス」(滝澤孝臣 本多知成 荒井章光)(結論はサポート要件を満たす)

「…本件訂正発明1に係る特許請求の範囲の「外圧に対して少なくとも0.01 barの負圧がベールにかかっている」との規定は、ベールの形状を負圧によって制御するとの技術思想を表現したものということができる。

しかるところ、気候による大気圧の変動が想定されること、高圧縮したベールの復元膨張力はかなり大きなものであり、しかも、ベールの圧縮率は様々なものが想定され、ベールの材料によっても変化するものであることから、ベールの形状を制御するために利用する負圧について一義的に数値を決められないという状況の下で、本件訂正発明1は、実質的に負圧として取り扱える有意な値を選択して発明の技術思想を表現するために、「少なくとも0.01 bar」という値の範囲を規定したものとみることができるものである。そして、本件訂正発明1においては、ベールが梱包された後に、外圧に対して少なくとも0.01 barの負圧がベールに掛かっているものであるところ、梱包した材料に付加されている外圧が解放されることによって、発生していた少なくとも0.01 barとの負圧の値が更に大きくなるものであること、他方、本件訂正発明1においては、トウが膨脹し続ける時間はせいぜい数時間であるところ(甲23)、天候にも左右されるが、通常の大気圧の日変化は0.01 barには至らないものであることに照らすと、ベールには、フィルタートウ材料が膨脹し、

ベールに膨脹部分やくびれ部分が出現しないようにしなければならない間、外圧に対しての負圧が掛かり続けるものであるということが出来る。

また、本件訂正明細書には、0.01bar又はその近辺ではないが、「少なくとも0.01bar」との負圧の数値の範囲内の複数の実施例が開示されている。

(3) 原告の主張に対する判断

ア 原告は、本件訂正発明1は、負担と平坦度に係る数値限定により公知技術との差違を導いたいわゆるパラメータ発明であるところ、本件訂正明細書の発明の詳細な説明によつては、当業者が当該発明の課題を解決できると認識できるものではないなどと主張する。しかしながら、上記のとおり、本件訂正発明1はベールの形状を負圧によって制御するとの技術思想を表すものであり、また、その表現として「少なくとも0.01bar」との数値の範囲を併せて記載したものであつて、本件訂正明細書の発明の詳細な説明の記載によつて、当業者が当該発明の課題を解決できると認識することができる範囲のものであるということができ、これに反する原告の主張は理由がない。」

(5) 知財高判(4部)平成23年9月29日(平成23年(行ケ)第10010号)「ヒートポンプ式冷暖房機」(滝澤孝臣 高部眞規子 齋藤巖)(結論はサポート要件を満たす)

「ア 特許請求の範囲の記載が、サポート要件に適合するものであるか否かについては、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、発明の詳細な説明に、当業者において、特許請求の範囲に記載された発明の課題が解決されるものと認識し得る程度の記載ないし示唆があるか否か、又は、その程度の記載や示唆がなくても、特許出願時の技術常識に照らし、当業者において、当該課題が解決されるものと認識し得るか否かを検討して判断すべきものと解するのが相当である。

…発明の詳細な説明には、当業者において、特許請求の範囲に記載された発明の技術課題が解決されるものと認識し得る程度の記載があるということが出来る。…

原告は、冷房運転と暖房運転の両方の場合に追設コンデンサーで凝縮を進めるためには、いずれの運転条件においても、〔1〕追設コンデンサー入口の段階で冷媒が完全には液化しておらず、なお飽和状態にあること、〔2〕追設コンデンサー内の冷媒温度が外気又は冷却水の温度よりも高いことの2点が必要となるところ、本件発明では、上記条件〔2〕を満たさない場合が存在すると主張する。

…ヒートポンプ式冷暖房機について、冷房運転を実施する際の条件としては、実施例 1 や本件意見書の例 5 のように既設コンデンサーの凝縮温度と外気温度の差が大きな場合だけでなく、本件意見書の他の例のようにその温度差が小さな場合もあるのであって、かかる場合には、本件発明の上記効果を奏することができない可能性があるといえる。

しかしながら、一般に、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された実施例とは異なる条件で実施された場合にあっては、発明の詳細な説明に記載された効果を奏しないことがあることは想定されるのであって、全ての設計条件、環境条件の下で常にその効果が奏するものでないからといって、発明の詳細な説明には、当業者において、特許請求の範囲に記載された発明の課題が解決されるものと認識し得る程度の記載がないとして、サポート要件が否定されるべきものとはいえない。」

（６）知財高判（４部）平成 25 年 6 月 6 日（平成 24 年（行ケ）第 10365 号）「回転歯ブラシの製造方法及び製造装置」（土肥章大 大鷹一郎 齋藤巖）（結論はサポート要件を満たす）

「本件明細書の発明の詳細な説明には、本件各発明（請求項 2 及び 3）の各構成及びその実施例が記載されており（前記 1（１）イ）、本件明細書に接した当業者において、本件各発明の各構成を採用することにより、ブラシ単体の厚みを均一とするのに熟練を要し、しかも、工程数が多く複雑な工程を要するため、一貫した連続製造が困難であるという本件各発明の課題（前記 1（１）ウ〔１〕）を解決できると認識できるものと認められるから、本件各発明に係る本件特許は、サポート要件に適合するというべきである。

ア 原告は、請求項 2 及び 3 の記載は本件各具体例の構成を含む包括的な記載となっているが、発明の詳細な説明には、本件 各具体例の構成についての記載はなく、本件出願時の技術常識に照らしても、本件各具体例の構成を備えた本件各発明の範囲まで、発明の詳細な説明において開示された内容を拡張ないし一般化できるものではなく、また、本件具体例 6 の構成のように「溶着中の切除」では、切除前に中央部分が完全に固化した状態にならないので、ブラシ単体の厚みが不均一になるという問題を解決できないはずであるが、本件明細書には、それを回避する手段についての記載もないから、本件 各発明はサポート要件に違反しており、これと異なる本件審決の判断は、誤りである旨主張する。

しかしながら、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、前記（１）で述べた基準により判断されるべきものであり、発明の詳細な説明に、想定され得る全ての実施態様についての記載がないからとい

て、そのことが直ちにサポート要件違反を構成するものではない。」

(7) 知財高判(2部)平成25年7月16日(平成24年(行ケ)第10332号)「アーク放電陰極, アーク放電電極及びアーク放電光源」(塩月秀平 池下朗 新谷貴昭)(結論はサポート要件を満たす)

「また、なるほど、被告の指摘するとおり、本願発明の請求項1はスリットの幅や長さ等を数値によって特定していない。しかしながら、「スリット」という用語自体に「細長い切れ目」という意味が存在するし、技術的思想として、第1側面における第1スリットの開口部と、第2側面における第2スリットの開口部との間でアーク放電が安定的に得ることが、本願明細書の発明な詳細な説明に記載されているから、本願発明におけるスリットは、そのような目的を実現できるだけの幅や長さによらずと限定されるものと解すべきである。すなわち、請求項1における「スリット」とは、基本的には、グロー放電を生起させるために設けられていて、ひいては、そのグロー放電によって放出された電子が供給されて、アーク放電電極となる幅や長さを有するスリットと解すべきであって、このことは当業者が出願時の技術常識に照らして実施可能である。」

(8) 知財高判(1部)平成25年7月17日(平成24年(行ケ)第10300号)「可撓性ポリウレタン材料」(飯村敏明 八木貴美子 小田真治)(結論はサポート要件を満たす)

「本願発明1に係る特許請求の範囲の記載は、「構成aないし構成f」と「構成gないし構成k」からなる。このうち「構成gないし構成k」の部分は、「2以下のホフマン引掻硬度試験結果、および1ΔE以内のカラーシフト(熱老化試験ASTM D2244-79に準拠)のいずれか一方または両方の性質を呈するか、または呈しない」と記載されており、その記載振りからも明らかなように、同記載部分は、発明の専有権の範囲を限定する何らの文言を含むものではないので、格別の意味を有するものではない。

「構成gないし構成k」の部分は、限定的な意味を有するものではないことから、本願発明1の技術的範囲は、「構成aないし構成f」の記載によって限定される範囲であると合理的に解釈される。そして、本願明細書の段落【0049】【0050】【0059】ないし【0061】並びに表3、表5及び表6には、本願発明1の構成aないし構成fを充足する実施例1、13及び14が記載されていると理解される。

以上のとおりであるから、本願発明1については、本願明細書の発明の詳細

な説明において、「構成 g ないし構成 k」の部分に係る「要件 b のみ」及び「要件 c」を満足する具体例を記載開示しなかったことが、少なくとも、特許法 36 条 6 項 1 号の規定に反すると評価することはできない。」

(9) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 7 月 24 日 (平成 24 年 (行ケ) 第 10418 号)「引戸装置の改修方法及び改修引戸装置」(設樂隆一 西理香 神谷厚毅) (結論はサポート要件を満たす)

「…本件発明には、上記イ (本件明細書【0100】、図 14) に記載した、既設下枠 56 の室内側案内レール 115 を切断して 撤去する構成のみならず、既設下枠 56 の室内側案内レール 115 を切断せず残存させる (撤去しない) 構成 (背後壁固着要件を充足する構成) も含まれると解釈できるところ、本件明細書には、既設下枠の室内側案内レールを残存させる (撤去しない) 構成とした上で、背後壁固着要件を充足する実施形態は記載されていない。

しかし、上記イに認定したところによれば、本件発明において、課題 (ア) 及び (イ) を解決するためには、構成 [1] 及び [2] を採用すれば足り、既設下枠の室内側案内レールを切断して撤去するかどうかは上記課題の解決には関係しないし、室内側案内レールを切断して撤去しなければ本件発明の効果を奏しないということもない。」

(10) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 9 月 10 日 (平成 24 年 (行ケ) 第 10424 号)「船舶」(塩月秀平 池下朗 新谷貴昭) (結論はサポート要件を満たす)

「(1) 特許法 36 条 6 項 1 号についての審決判断
 …「非防爆エリア」という語は、当業者において「非危険区域」や「非危険区画」と解釈すると、「バラスト水处理装置」は船舶後方の舵取機室以外の場所 (機関室も含む) でもよいことになり、これは本件特許の明細書の趣旨からみて、本件明細書の発明の詳細な説明の記載の範囲を超えて特許されたことになり、特許法 36 条 6 項 1 号の規定に違背し、特許法 123 条 1 項 4 号の規定により、無効とされるべきものである。

…

第 5 当裁判所の判断

…

(1) 本件明細書【0033】の記載事項

本件発明 6 の構成である「非防爆エリア」について、本件明細書の【0033】には、「また、舵取機室 9 は非防爆エリアであるから、各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点もある。」と記載されている。

ここに記載された利点は、文理上、舵取機室の副次的な効果として述べられている。しかしながら、当該記載に接した当業者は、この効果は舵取機室に限定されるものではなく、舵取機室とは無関係な「非防爆エリア」の一般的な効果として理解するというべきである。…そうすると、本件明細書の趣旨が全体として舵取機室に主眼を置かれており、【0033】の記載が操舵機室の効果を文理上述べているとしても、【0033】の記載に接した当業者は、「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点」が舵取機室特有の効果であると理解することはなく、それとは別次元の、舵取機室には限定されない、より広義の「非防爆エリア」に着目した効果であると即座に理解するものと認めることができる。そして、かかる理解の下、「非防爆エリア」についても、舵取機室とは別に念頭に置いている独自の構成として理解するというべきである。

よって、【0033】の記載から、バラスト水処理装置を「非防爆エリア」に配設する構成によって、「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむ」という効果を奏する、独自の技術的思想を読み取ることができ、本件発明 6 の「非防爆エリア」は、【0033】によってサポートされているというべきである。…バラスト水処理装置を「非防爆エリア」に配設するという技術的思想は、【0028】に記載されているように、「非防爆エリア」が「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点」を有することに着目したものである。したがって、バラスト水処理装置を「非防爆エリア」に配設するという技術的思想は、バラスト水処理装置を舵取機室に配設する技術的思想とは、着目点の次元を異にしているものである。

バラスト水処理装置を「非防爆エリア」に配設するとの技術的思想が【0033】によってサポートされている以上、本件明細書において、全体的には、それとは次元の異なる技術的思想が示されていることや、それに比してバラスト水処理装置を「非防爆エリア」に配設することに関連する記載がさほど多くないとしても、「非防爆エリア」に関する本件発明 6 のサポート要件の判断を左右するものではない。

また、バラスト水処理装置を舵取機室に配設することと、これを「非防爆エリア」に配設することとは、次元を異にする別個の技術的思想であるから、前者の優位性を後者との関係で述べた【0028】の記載が存在するとしても、後者に関する記載の存在を無視すべきものではない。」

(11) 知財高判(2部)平成25年9月19日(平成24年(行ケ)第10387号)「安定化された臭化アルカン溶媒」(塩月秀平 池下朗 新谷貴昭)(結論はサポート要件を満たす)

【請求項9】

物品を洗浄する方法であって、臭化n-プロピルを少なくとも90重量%含有する溶媒部分とニトロアルカン、1,2-ブチレンオキサイドおよび1,3-ジオキソランを含んでいて1,4-ジオキサンを含まない安定剤系部分を含む室温から55℃の範囲内の温度の溶媒組成物に該物品を浸漬することを含む方法。

「審決は、特許請求の範囲における「安定化された溶媒組成物」との発明特定事項の有無により、課題が解決できない範囲が特許請求の範囲に含まれるか否かを判断し、本件発明9及び10は、発明の詳細な説明に記載された安定剤の含有量の好適範囲の下限値を下回る場合には、本件発明の効果を奏さない蓋然性が高いので、本件発明1～10はサポート要件を満たさないと判断した。

しかし、本件発明は、臭化n-プロピル溶媒とその安定剤系の最良の組合せを調査することにより、使用者及び環境に優しく、かつ、より高い温度で使用した場合に金属が腐食されないという安定化効果を示す脱グリース及び洗浄用溶媒を提供するという課題を解決しようとする発明であることから、発明の詳細な説明に開示された課題を解決するために使用する臭化n-プロピルの安定剤にかかる化学物質が、過不足なく特許請求の範囲に記載されていれば、サポート要件を満たすというべきである。

...

審決は、特許請求の範囲に臭化n-プロピルと組み合わせる安定剤の下限値が記載されておらず、当然にその効果を奏さないような、安定剤をごくわずかしかならないような配合量についての発明が本件発明9及び10の範囲に形式上含まれることをもって、本件発明9及び10がサポート要件を満たさないと判断した。しかし、本件発明は、臭化n-プロピルを安定化する臭化n-プロピルと安定剤の最良の組合せを見出すことを発明の課題とするものであって、臭化n-プロピルと安定剤の配合比の最適化を発明の課題とするものではないので、特許請求の範囲に、安定剤系として選択される物質の配合量の下限値が特定された記載されていないことを根拠に、本件発明9及び10がサポート要件を満たさないとすることはできない。

H 実験成績証明書について

(1) 東京高判(13民事部)平成13年10月31日(平成12年(行ケ)第354号)「新規な官能化ペルフルオロポリエーテルとその製造方法」(篠原勝美 長沢幸男 宮坂昌利)(結論は記載要件違反)

「イ 次に、平成10年11月20日付け意見書添付の実験報告書(甲第16号証)に原告主張のような記載があるとしても、本件明細書の発明の詳細な説明中に本願発明の目的を達成するための手段が記載されているとは認められない本件においては、その記載不備を補うことにはならないというべきであるから、これが本願発明の実施の容易性を基礎付けるものとはいえない。」

(2) 東京高判(18民事部)平成14年11月28日(平成13年(行ケ)第334号)「偏光フィルム及びその製造法」(永井紀昭 塩月秀平 古城春実)(結論は記載要件を満たす)

「2. 請求人の主張…実施例1の延伸後のフィルムの厚さ $11\mu\text{m}$ について、吐出時の厚さである $50\mu\text{m}$ と吐出時のPVA濃度7重量%から計算した乾燥後(延伸前)の厚さである $3.5\mu\text{m}$ が矛盾しており、たとえ乾燥後の厚さが $5\mu\text{m}$ だとしても延伸によりフィルム幅が実際性を有しなくなるので、やはり吐出時の「厚さ $50\mu\text{m}$ 」には矛盾がある。…

4. 当審の判断…原告は、吐出時のPVA濃度(7重量%)に基づき、乾燥後で延伸前のフィルムの厚さによりフィルム幅を算定し、これに基づき明細書の記載不備を主張するが、乾燥後のフィルム厚さについてした被告の実験結果(審判乙第11号証、本訴甲第16号証)に特段の不自然な点は認められず、原告主張の記載不備の存在を認めることはできない。

(3) 東京高判(3民事部)平成15年10月29日(平成14年(行ケ)第180号)「殺菌剤組成物」(北山元章 青柳馨 沖中康人)(結論は記載要件を満たす)

「本件についてみるに、本件訂正明細書の発明の詳細な説明の記載は、被告が本件審判手続において提出した乙第4号証(本訴甲7)の試験結果を待つまでもなく、特許法36条3項に規定する要件を満たすものと認められるものであり、甲7の試験結果は本件訂正明細書の記載により予測される結果を確認するための資料として、すなわち、本件訂正明細書の記載が上記規定の要件を満た

すとの判断が間違いないことの裏付けとして提出されたものにすぎない。」

（４）東京高判（知財４部）平成１６年１０月６日（平成１５年（行ケ）第４６７号）「アラキドン酸を含む真菌油」（塚原朋一 塩月秀平 高野輝久）（結論は記載要件を満たす）

「これらの記載においては、本件発明のモルティエセラ アルピナがピチウム インシディオサムとともに、ARA を産生する菌であり、実施例２では、モルティエセラ アルピナ（ATCC #42430）により約２３％の ARA を産生する方法が具体的に示されている。また、モルティエセラ アルピナ又はピチウム インシディオサムによる ARA 産生のための培養条件については、上記記載のほか、【００１８】～【００２６】にも説明がある。さらに、上記記載②には、高温（２５～３０℃）で培養すると EPA を少なく、ARA を多く生成する傾向があることも記載されているから、モルティエセラ アルピナの適当な菌株（例えば実施例２の ATCC #42430）を選び、明細書の以上のような記載内容を基にして、当業者が通常選択できる範囲の培養条件を設定して培養すれば、本件発明１のいう、少なくとも３０％の ARA を産生させることは可能であると認めることができる。ジム・ウィンによる宣誓供述書（甲７）に記載されているモルティエセラ アルピナ（ATCC32222）（本件優先権主張日以前に ATCC に寄託され、現在も分譲可能であることが甲８，９から明らかである。）の培養による追試実験ではトリグリセリド画分として４３．５％の ARA を得ており、このことは、上記認定を裏付けるものである。」

（５）知財高判（特別部）平成１７年１１月１１日（平成１７年（行ケ）第１００４２号）判例時報１９１１号４８頁、判例タイムズ１１９２号１６４頁「偏光フィルムの製造法」（知財特別部 篠原勝美 塚原朋一 佐藤久夫 青柳馨 岡本岳）（結論は記載要件違反）

「発明の詳細な説明に、当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる程度に、具体例を開示せず、本件出願時の当業者の技術常識を参酌しても、特許請求の範囲に記載された発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえないのに、特許出願後に実験データを提出して発明の詳細な説明の記載内容を記載外で補足することによって、その内容を特許請求の範囲に記載された発明の範囲まで拡張ないし一般化し、明細書のサポート要件に適合させることは、発明の公開を前提に特許を付与するという

特許制度の趣旨に反し許されないというべきである。」

（６）知財高判（２部）平成１７年１１月１１日（平成１７年（行ケ）第１０１４８号）「管状部材の接合方法」（岡本岳 上田卓哉 長谷川浩二）（結論は記載要件違反）

「原告の主張カ（実験成績証明書を参酌しなかったことについて）は、審決が、原告が審判段階で提出した実験成績証明書（甲１）を参酌しなかったことの不当をいうものである。しかし、実験担当者であるP及びQの陳述書（それぞれ甲８，９）によっても、実験成績証明書は、MFRが２である管状部材の接合（実験例１～２５）と、MFRが１４である管状部材の接合（実験例２６～５３）を、開先角度 $\theta 2$ 及び肉厚 t の値を変えながら行い、引張強度及び内周面角度 $\theta 1$ が好適な値（前者はチューブ材料と同等以上、後者は $90\sim 190^\circ$ の範囲内）となった実験例について、 $\theta 2$ と t との近似式を求めたにすぎない。そうすると、実験成績証明書は、単に、本件明細書の段落【００３８】に記載された実施例及び比較例について、そのデータ数を増やしたという以上の意味を有するものではない。上記２～４のとおり、【数１】の技術的意味が不明確であることの理由は、MFRが１４である場合に好適な範囲内の引張強度及び内周面角度 $\theta 1$ を示した実施例についてその開先角度 $\theta 2$ と肉厚 t の関係の近似式が「 $\theta 2 = 43 \times \ln(t) + 26$ 」であり、MFRが２である場合には「 $\theta 2 = 18 \times \ln(t) + 63$ 」である、というところまでは本件明細書の発明の詳細な説明における実施例及び比較例についての記載を通じて理解が可能であるとしても、MFRが２～１４の任意の値を取る場合に【数１】の不等式が有する技術的意味は理解することができない、という点に存するのであるから、本件明細書の実施例及び比較例のデータに実験成績証明書（甲１）のデータを加えたとしても、そのことによって【数１】の技術的意味が明確になるものではない」

（７）知財高判（３部）平成１８年２月１６日（平成１７年（行ケ）第１０２０５号）「結晶ラクチュロース三水和物とその製造法」（三村量一 嶋末和秀 沖中康人）（結論は記載要件違反）

「被告は、本件明細書の記載に基づいて実際にラクチュロース無水物を種晶として使用しても、ラクチュロース三水和物が得られることは、追試実験（被告による甲５，６，原告による甲４）からも裏付けられると主張する。

しかしながら、上記のとおり、本件出願時の技術常識を考慮しても、本件明細書の記載から、当業者が種晶としてラクチュロース無水物を使用してラクチ

ユロース三水和物を製造する方法を知り得るものと認めることはできないのであるから、被告の挙げる追試実験の結果を本件明細書の記載を補完するものとして参酌することはできない。」

(8) 知財高判(2部)平成18年10月30日(平成17年(行ケ)第10820号)「活性剤複合体」(中野哲弘 森義之 田中孝一)(結論は記載要件違反)

「原告は、本願補正発明の方法を実際に実施した実験に関するレポート(甲15)からも、本願補正発明が実施可能要件を満たすことが裏付けられる旨主張する。

しかし、本願補正明細書の記載が実施可能要件を満たすかどうかを検討するに際しては、あくまで本願補正明細書の記載に基づいて本願補正発明を当業者が容易に実施することができるかを検討すべきであるところ、甲15は、本願補正明細書の記載ではなく、原告自身が平成18年(2006年)1月26日に新たに作成した文書である。しかも、本願補正明細書の記載は、定性的、抽象的な記載にとどまっていることは前記のとおりであり、かかる定性的で抽象的な記載から、甲15においては、当業者においてほとんどすべての条件を決定して本願補正発明を実施したとするものである。そうすると、当業者において、骨形成用の活性剤複合体を得るために本願補正明細書において何ら指針、目安がないというべきである以上、甲15が一定の効果を得ていたとしても、本願補正明細書に接した当業者が本願補正発明を容易に実施できることの根拠になるものとはいえない。」

(9) 知財高判(2部)平成19年7月19日(平成18年(行ケ)第10487号)「水性接着剤」(中野哲弘 今井弘晃 田中孝一)(結論は記載要件違反)

「ところで、特許出願が法36条4項の実施可能要件を充たすといえるためには、既に述べたように、明細書の発明の詳細な説明自体に特許に係る発明が実施可能なように記載する必要がある、その記載にない事項を後の実験等により補うことが許されないことは明らかであるから、そもそも訂正明細書に記載のない事実に係る甲11についての原告の主張は失当である。」

(10) 知財高判(4部)平成20年9月8日(平成19年(行ケ)第10307号)「無鉛はんだ合金」(田中信義 榎戸道也 浅井憲)(結論は記載要件違反)

「(1) 特許法36条6項1号のいわゆるサポート要件について
ア(ア) 特許請求の範囲の記載が特許法36条6項1号が規定するいわゆるサポート要件に適合するものであるか否かについては、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、発明の詳細な説明の記載が、当業者において当該発明の課題が解決されるものと認識することができる程度のものであるか否か、又は、その程度の記載や示唆がなくても、特許出願時の技術常識に照らし、当業者において当該発明の課題が解決されるものと認識することができる程度のものであるか否かを検討して判断すべきものと解するのが相当である。

(イ) また、発明の詳細な説明の記載が、当業者において当該発明の課題が解決されるものと認識することができる程度のものでなく、かつ、特許出願時の技術常識に照らしても、当業者において当該発明の課題が解決されるものと認識することができる程度のものでない場合に、特許出願後に実験データ等を提出し、発明の詳細な説明の記載内容を記載外において補足することによって、その内容を補充ないし拡張し、これにより、特許請求の範囲の記載がサポート要件に適合するようにすることは、発明の公開を前提に特許を付与するという特許制度に趣旨に反し許されないと解すべきである。」

(11) 知財高判(2部)平成22年7月28日(平成21年(行ケ)第10304号)「光沢黒色系の包装用容器」(中野哲弘 清水節 古谷健二郎)(結論は記載要件を満たす)

(審決)

「…訂正前発明2は、ここにおけるポリエチレンテレフタレートを主成分とするシート層が、固有粘度が0.55以上と規定されていると認められる。
…この測定条件を検討すると、ここには、フェノールとテトラクロロエタンとの混合溶媒に測定試料を溶解して測定することが記載されているものの、少なくとも、フェノールとテトラクロロエタンとが如何なる混合割合で構成された溶媒であるかについては記載されておらず、固有粘度の測定条件が記載されていないから、本件詳細説明は、固有粘度が0.55以上と規定されているシートを発明特定事項として有する訂正前発明1や、同じく0.55以上と規定されているシート層を発明特定事項として有する訂正前発明2が実施できる程度

に記載されていると言うことはできない。」

(原告の主張)

「…溶媒の混合比が固有粘度値に与える影響の程度は非常に小さく、原告が確認したところによれば、フェノール／テトラクロロエタン＝3／1（重量比）の場合と、フェノール／テトラクロロエタン＝3／3（重量比）の場合とでは、固有粘度の測定値には最大でも0.02程度の差しか生じず、原告が行った追加試験の結果（甲32）によれば、その値は同一であった。このように、本件詳細説明において、両溶媒の混合比が記載されていないことは実質的な瑕疵とはいえず、当業者であれば実施可能な程度に明らかであった。」

(被告の主張)

「本件明細書において、訂正前発明2の発明特定事項である「固有粘度0.55以上」の数値に対して、比較例1では固有粘度0.54であることが示されていることから明らかなように、「0.01」の差は有意な差であり、訂正前発明2では固有粘度の測定値として小数点第2位までを有意なものとしている。そうすると、訂正前発明2において「0.02」は、極めて大きな差であるといえる。」

(判決)

「ところで、原告は、フェノールとテトラクロロエタンとの混合割合が50対50の場合と3対1の場合とで、固有粘度の測定値には最大でも0.02程度の差しか生じないと主張しているところ、甲32（実験成績証明書）には、原告が上記の混合割合を60対40とする場合と3対1とする場合とを比較した実験においては、固有粘度に差が生じなかった旨の記載がある。この記載に特に不自然な点はなく、上記内容は信用できる。そうすると、フェノールとテトラクロロエタンとの混合割合が50対50、60対40、75対25（3対1）のいずれであっても、固有粘度の数値には差が生じないか、最大でも0.02程度の差が生じるにとどまるものと認められる。

上記(2)アの本件詳細説明の記載によれば、本件発明の課題は優れた光沢を出すことにあり、光沢を出すためには昇温結晶化温度が非常に重要とされる一方で、固有粘度は、容器の強度、形状、成形のしやすさの観点から設けられた条件であると認められる。そして、【表2】における実施例と比較例との比較においても、光沢の有無は検討されているが、容器の強度等については触れられていないのであって、固有粘度の差による影響は必ずしも明らかではない。

そうすると、フェノールとテトラクロロエタンとの混合割合が50対50、

60対40，75対25（3対1）のいずれであっても，固有粘度に最大で0.02程度の差しか生じないとすれば，そのような差が生じるからといって，直ちに当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）が光沢を有する容器の製造を目的とする訂正前発明2を実施することができないとまではいえないというべきである。」

（12）知財高判（4部）平成23年3月24日（平成22年（行ケ）第10214号）「高圧縮フィルタートウベール，およびその製造プロセス」（滝澤孝臣 本多知成 荒井章光）（結論は記載要件を満たす）

「原告は，当業者の常識からすると，高圧縮したフィルタートウベールの弾性復元力（膨張力）は相応に大きなものであるにもかかわらず，これを0.01barの負圧によって制御し，これをバランスさせることなどは，膨張による弾性復元力の減衰を考慮するとしても不可能であって，本件訂正発明1は，0.01bar付近の負圧で実施するために必要な条件が本件訂正明細書の発明の詳細な説明には記載されていないなどと主張する。

…しかしながら…特許請求の範囲の「外圧に対して少なくとも0.01barの負圧がベールにかかっている」との規定は，ベールの形状を負圧によって制御するとの技術思想を表現したものといえることができる。そして，気候による大気圧の変動が想定されること，ベールの圧縮率は様々なものが想定され，ベールの材料によっても変化するものであることから，ベールの形状を制御するために利用する負圧について一義的に数値を決められないという状況の下で，本件訂正発明1は，実質的に負圧として取り扱える有意な値を選択して発明の技術思想を表現するために，「少なくとも0.01bar」という値の範囲を規定したものである。そして，本件訂正明細書には，0.01bar又はその近辺ではないが，「少なくとも0.01bar」との負圧の数値の範囲内の複数の実施例が開示されている。

（3）実験結果

ドイツの第三者機関による実験結果（乙6）において，本件訂正発明1の条件の下で，プレス時間を長くしてフィルタートウを圧縮したところ，圧縮を解放した直後の負圧は，外圧に対して10mbar（0.01bar），30分経過後の負圧は外圧に対して31mbar（0.031bar）であったことが認められる。

また，原告従業員が，本件訂正発明1と実質的に同じであるとして，引用発明2の条件の下で，トウベールを圧縮し，気密性を確保した上で圧縮を解放した10分後の負圧は，外圧に対して0.091barであり（甲23），また，

引用発明 2 の条件の下で、晒しメリヤスウエスを圧縮し、気密性を確保した上で圧縮を解放した 5 分後の負圧は、外圧に対して 0.082 bar であった（甲 24）。

（4）本件訂正発明 1 と上記実験結果との関係

上記（3）の実験結果は、それぞれの実施条件の相違等もあって、その結果である負圧の数値を直接比較できるものではないが、上記（2）のとおり、ベールの形状を制御するために利用する負圧について一義的に数値を決められないという状況の下で、実質的に負圧として取り扱える有意な値を選択して発明の技術思想を表現するために、「少なくとも 0.01 bar」という値の範囲を規定したものであるとの本件訂正発明 1 との関係でみると、上記実験結果の 0.01 bar、0.082 bar 及び 0.091 bar という数値は、いずれも、「少なくとも 0.01 bar」という負圧の下限值に近いものといえる。

（5）小括

以上によると、当業者において、本件訂正発明 1 の「少なくとも 0.01 bar」との条件と同視し得る程度の負圧を実現することが可能といえることができ、本件訂正発明 1 の「0.01 bar の負圧」近辺の極めて低い負圧によっても、当業者が上記のような大きな膨張力を制御できるとして、本件発明 1 の効果を奏するものであるとした本件審決の判断に誤りはない。」

（13）知財高判（1 部）平成 23 年 12 月 26 日（平成 22 年（行ケ）第 10402 号）「抗菌、抗ウィルス、及び抗真菌組成物、及びその製造方法」（中野哲弘 東海林保 矢口俊哉）（結論は記載要件違反）

「しかし、明細書に記載されていなかった事項について、出願後に補充した実験結果等を参酌することは、特段の事情がない限り、許されないというべきところ、原告が主張する上記実験結果は本願の当初明細書に記載されておらず、それがいつ、どこで行われた実験であるか明らかでないばかりか、同主張が平成 23 年 8 月 26 日付け「技術説明書」と題する書面により初めて主張されていることからすれば、上記実験は本件訴訟提起後に行われたと推認されるし、本願の当初明細書又は出願時の技術常識から上記実験の結果が示唆ないし推認されるような特段の事情も認められないから、そもそも上記実験結果を参酌することはできないというべきである。」

（14）知財高判決（4 部）平成 24 年 6 月 6 日（平成 23 年（行ケ）第 10254 号）判例時報 2166 号 121 頁、判例タイムズ 1406 号 249 頁「減

塩醤油類」(滝澤孝臣 高部眞規子 齋藤巖)(結論は記載要件を満たす)

「本件明細書に接した当業者は、本件発明 1 において、食塩濃度が 7 w/w % 台の減塩醤油であって、カリウム濃度が本件発明で特定される範囲で下限値に近い場合には、塩味が十分に感じられない可能性があると理解すると同時に、このような場合には、カリウム濃度を本件発明 1 で特定される範囲の上限値近くにすることにより、減塩醤油の塩味を強く感じさせることができると理解するものと解される。

そして、被告作成の試験結果報告書(乙 8)によれば、食塩濃度 7.0 w/w %、カリウム濃度 3.7 w/w % の場合(試験品 F)、塩味の指標は 3 であって、通常の醤油と比較して若干弱い程度の塩味が感じられる結果が示されており、食塩濃度が本件発明 1 の下限値である 7 w/w % 付近で、カリウム濃度が本件発明 1 において特定された数値範囲の上限である 3.7 w/w % の減塩醤油は、本件発明 1 の課題が解決されている。

…本件明細書の実施例 2, 7, 9, 11 には、食塩濃度が 9 w/w % の場合、カリウム濃度が本件発明 1 における上限値である 3.7 w/w % の場合であっても、窒素濃度及び窒素／カリウムの重量比が本件発明 1 の範囲内にある場合には、苦味をわずかに感じる程度であって、本件発明 1 が特定する数値範囲内であれば、苦味の低減という課題は解決されている。また、食塩濃度が 7 w/w % の場合に、カリウム濃度が本件発明 1 における上限値である 3.7 w/w % とした場合(試験品 F)であっても、食塩濃度が 9 w/w % の場合と同様に、苦味はわずかに感じる程度であって、苦味の低減という課題は解決されている(乙 8)。

すなわち、本件明細書の記載から、本件発明 1 では、カリウム濃度を上限値とした場合であっても、食塩濃度、窒素濃度及び窒素／カリウムの重量比が本件発明 1 で特定する数値の範囲内であれば、カリウムを配合することによる苦味に関する課題は、解決されていると理解することができる。

エ したがって、本件発明 1 は、発明の詳細な説明に記載したものであり、サポート要件を満たすものといえることができる。」

(15) 知財高判(3部)平成 24 年 10 月 11 日(平成 24 年(行ケ)第 10016 号)「ポリウレタンフォームおよび発泡された熱可塑性プラスチックの製造」(芝田俊文 岡本岳 武宮英子)(結論は記載要件を満たす)

「(3) したがって、本願発明が発明の詳細な説明に記載したものとは認められないとする事情は見いだせないから、本願が特許法 36 条 6 項 1 号に規定する要

件を満たしていないとの審決の判断は誤りであって、追加実験データの有無にかかわらず、原告主張の取消事由は理由がある。」

（１６）知財高判（３部）平成２４年１２月１３日（平成２３年（行ケ）第１０３３９号）「液体調味料」（芝田俊文 岡本岳 武宮英子）（結論は記載要件を満たす）

「ところで、本件明細書の表１によれば、試験品１－５～同１－８（カリウム含有量は２．３４質量％と一定で、コハク酸二ナトリウムは０．０５～２．０質量％と変化）についての、塩化カリウム及びコハク酸二ナトリウムが添加されていない減塩醤油Ａ（試験品１－１）を対照とした２点識別試験法による塩味の評価は、対照と比べて試験品の方が塩味が強いとした人数が、いずれの試験品も２０人中１８人であったことが示されている。この結果から、減塩醤油にカリウムが配合されている場合には塩味の増強が認められ、コハク酸の添加量の相違による塩味の増強の程度は、カリウムに比べて極めて小さいと理解できる。また、これら試験品についての苦味に関する２点識別試験法の結果も、対照と比べて試験品の方が苦味が強いとした人数が２０人中９又は１０人であったことが示されている。この結果から、減塩醤油に添加されたカリウムの苦味の影響は、コハク酸を添加することにより相当程度解消され、その程度は本件特許発明１で特定されたコハク酸の添加量にほとんど影響されないと理解できる。

このように、本件明細書の発明の詳細な説明には、食塩含有量の低減にもかかわらず塩味のある液体調味料を提供でき、かつ、本件特許発明１で特定された含有量のコハク酸を添加することにより、添加カリウムの苦味の影響を改善するという本件特許発明１の課題が解決できると認識できる記載があることから、乙１に示された結果は、発明の詳細な説明の記載を裏付けるものであって、原告主張のように発明の詳細な説明の記載内容を記載外で補足するものではない。よって、原告の主張は失当である。」

（１７）知財高判（２部）平成２５年１月３１日（平成２４年（行ケ）第１０５２号）「光沢黒色系の包装用容器」（塩月秀平 池下朗 古谷健二郎）（結論は記載要件違反）

「そこで検討するに、ＰＥＴを主成分とするシートから容器を成形するには、本件明細書の段落【００１３】にも記載されるように、一般的に熱成形法が用いられるところ、原告提出に係る実験結果報告書には、成形前後で昇温結晶化

温度及び結晶化熱量の物性値が全く変化しないものもある（甲 37 の 1 及び 3、38 の 2 及び 4。ただし、この報告書では成形条件は明らかにされていない。）。これに対し、原告提出に係る実験結果報告書であっても、成形前後で結晶化熱量が $1 \text{ mJ} / \text{mg}$ 低下するもの（甲 37 の 2 及び 4）や、昇温結晶化温度が 1 度上昇し、結晶化熱量も $2 \text{ mJ} / \text{mg}$ 上昇するもの（甲 38 の 1 及び 3）もあるし、被告提出に係る実験結果報告書（甲 14、15、20、22）には、成形前後で、昇温結晶化温度が 5 度以上低下、結晶化熱量も $5 \text{ mJ} / \text{mg}$ 以上低下するものが複数記載されている。これらの記載を総合すると、成形前後で昇温結晶化温度及び結晶化熱量の物性値がほとんど変化しない場合もあれば、成形後に大きく低下する場合もあると認めるのが相当であり、当業者が通常採用する成形条件の下において、これらの物性値が不変であるとは認められない。これに加えて、加熱時間が長くなるほどこれらの物性値がより大きく低下することを示す実験結果報告書の記載（甲 65、68）や、容器深さが深くなるほどこれらの物性値がより大きく低下する傾向を示す実験結果報告書の記載（甲 22）に照らすと、成形温度のみならず、成形時間や延伸の程度によっても、上記の物性値は変化するものと認められるのであって、当業者であっても、それらの物性値の変化を正確に予測したり、制御したりすることは容易ではないと認められる。さらに、上記の物性値が変化しないような成形方法や条件について、本件明細書には記載も示唆も認めない。

以上のとおりであるから、本件発明 2 は、技術常識を参酌しても、発明の詳細な説明によりサポートされているとは認められず、特許法 36 条 6 項 1 号の要件を満たさない。」

（18）知財高判（4 部）平成 25 年 4 月 11 日（平成 24 年（行ケ）第 10299 号）「液体調味料の製造方法」（土肥章大 井上泰人 荒井章光）（結論は記載要件違反）

「ウ 被告は、本件発明 1 ないし 5 及び 9 がサポート要件を満たす根拠として、ACE 阻害ペプチドを添加して加熱処理した液体調味料の風味が改善されたことを示す本件出願後に行われた試験結果の報告書（甲 17）が、本件明細書に記載された技術的内容を確認し、かつ、裏付けるものであると主張する。しかしながら、前記 エに説示のとおり、本件明細書の発明の詳細な説明には、その他に ACE 阻害ペプチドを本件発明における血圧降下作用を有する物質として液体調味料に混同して加熱処理をした場合に、上記課題が解決されたことを示す記載はなく、また、このことを示す技術常識も見当たらない以上、サポート要件の適否の判断に当たって、本件出願後にされた試験の結果を参酌するこ

とはできない。 よって、被告の上記主張は、採用することができない。」